

平成15年9月12日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長	坂本博昭
局長 補佐	坂本芳正
管理 係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	矢	野		正
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		正	宝	典	子
税務課	長	西	本	勝	次
福祉事務所長兼 老人福祉センター所長		峰	松	光	夫
保険健康課	長	平	尾	弘	義
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	北	御門	敏	則
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
水道課	長	井	手	讓	二
会計課	長	森		久	幸
教育	長	小	野原	利	幸
教育次長兼庶務課長		北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
監査委員		江	口		徹

平成15年9月12日（金）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成15年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
9	11 寺 山 富 子	1. 保育園や学校でのフッ化物洗口（フッ素洗口）について市の考え方を問う 2. 病後保育施設について 3. 鹿島市心身障害児通園施設（すこやか教室）に関して 4. 児童虐待、DVの防止について
10	16 谷 口 良 隆	1. し尿処理場のデーター改ざん問題について（事実経過と対応について質す） 2. 上水道長期計画の見直しについて 3. 合併について民意をどう問うか 4. 諫早湾干拓事業への対応（中・長期開門調査への働きかけ）
11	14 青 木 幸 平	1. 住基ネットの現況と行政事務の電子化計画はどうなっているか ① 住基ネットに対する当局の考え ② 行政事務の電子化への具体的スケジュール ③ 目標達成期限 2. 入札において、平均の落札率はどれ位か ① 入札制度改革、規格見直しは？

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程はお手元の日程表どおり一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により順次質問を許します。まず、11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

皆さん、おはようございます。11番議員の寺山富子でございます。

台風14号が大変強いということで心配されておりましたが、幸いといえますか、日本には上陸の予想がないということが報じられておりますが、そのようになることを祈りながら、一般質問をさせていただきます。

通告しておりますのが、1点目が、保育園や学校でのフッ化物洗口、通称フッ素洗口と言われておりますが、これについての市の見解を問う。2点目が、病後児保育施設について。3点目が、鹿島市心身障害児通園施設、これは「すこやか教室」になってきますが、このことについて。4点目が、児童虐待、DVの防止について、以上4点を質問をさせていただきます。

1点目が、保育園や学校でのフッ化物洗口について、市の考え方を問うということでございます。

子供の虫歯予防のために、フッ化物洗口には安全性、危険性と有効性の問題を初め、さまざまな問題があると考えています。しかし、これまでフッ化物洗口についてはその有効性は過大に評価され、危険性については無視され、正しい情報が提供されてきたとは言えないと思います。現在、国内でフッ化物洗口は保育園、幼稚園、小学校など、約30万人の子供たちが行っていると報告をされています。フッ化物洗口の問題点を当市におかれましては、どのように考えていらっしゃるのかについて、以下、質問をさせていただきます。

フッ化物洗口とは虫歯予防のためにフッ化物の水溶液を口に含み、30秒から1分間、ぶくぶくというふうな形で口の中をすすぐということを言います。この洗口には一部の保育園、幼稚園、小・中学校などで集団的に行われています。当市でも行われていると思います。洗口は一般的に毎日法、または週5日法の場合はフッ化ナトリウム0.05%、これはフッ素が230ppm溶液を、週1回ではフッ化ナトリウム0.2%、フッ素910ppm、この溶液をそれぞれ5から10ミリリットル使います。虫歯予防のためのフッ化物応用としては、ほかに水道水へのフッ化物添加、いわゆる水道水フッ素化やフッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨き剤の使用、フッ素入り錠剤の服用などがあります。薬害問題に取り組む市民団体のオンブズパーソン会議というところが、「2002年水道水へのフッ素添加についての意見書」を厚生労働省、日本口腔衛生学会、日本予防歯科学会などの関係学会に送付をしています。

フッ化物洗口もフッ素を応用するという点では安全性と有用性について、水道水フッ素化と同様の問題を含んでいると考えられています。これまで、フッ化物応用を推進する立場から、フッ化物応用は虫歯予防に大きな効果があり、かつ安全性には全く問題がないと報道されてきました。しかし、その有効性と安全性について疑問を指摘する専門家が少なからず存在をし、世界じゅうで永年にわたり推進派と反対派の化学者が論争してきました。推進派は、フッ化物応用についての賛否の論争など決着済みで、ゆえに洗口などのフッ化物応用を実施

する際の事前説明において、危険性を指摘する見解が存在することすら広報してきていません。フッ化物洗口については、強力に洗口の実施が推進されてきました新潟県下で反対運動が起こり、推進する新潟大学歯学部、新潟県歯科医学界などと対立をし、この対立は現在も続いています。虫歯予防のためのフッ化物を応用する是非は化学的な知見を持って判断すべきと考えられています。WHO、世界保健機関などの権威ある団体の推奨があったとしても、それは過去の薬害等の歴史を振り返ればわかるとおり絶対的なものでありません。フッ化物応用について賛否の議論のある中、保育、教育現場の教職員、児童生徒の保護者の皆さんは混乱されていることと思います。是非を判断するためには、安全、有効とする推進派のみの情報によらず、反対の立場、心配する立場からの情報にも耳を傾けていただきたいと思えます。

フッ化物洗口の危険性ということで、洗口におけるフッ素飲み込み量、これは残留量についてであります。

フッ化物洗口は口腔内を洗口液ですすぎ、一般的には吐き出すように指導をされています。洗口液に使われるフッ化ナトリムの濃度は、0.05%から0.2%で、洗口後に水で軽くすすぐよう指導される場合もありますが、水ですすぐ指導が行われていない場合もあります。洗口液を故意に飲まないにしても、どうしてもある程度の量が飲み込まれてしまいます。年齢が低いほど、また洗口液が多いほど飲み込んでしまうことが多いことが報告をされています。6歳未満の児童でその割合はWHOが根拠としている論文では15から30%となっています。フッ素の飲み込み量は洗口液のフッ素濃度や洗口頻度によっても違ってきます。知らずに飲み込まれてしまう量、意図せずに飲み込んでしまう量が、子供たちにいかなる影響を与えるのか。特に、急性中毒量との関係において安全と言えるのか。また、長期の洗口によって起こる可能性がある害作用も検討されなければなりません。

そもそもフッ化物洗口は虫歯を予防するために行われます。この予防施策には健康な子供たちに対して行われるため、それをしたのために、かえって子供たちの健康を害してしまうというようなことがあってはなりません。ゆえに、厳格に安全性を考える必要があり、健康障害を起さないように、中毒症状としては、よだれ、嘔吐、腹痛、下痢、麻痺、不整脈、昏睡というのがありますが、子供たちにあらわれ始める最小量を急性中毒量としてとらえ、危険を回避するための基準としなければならないと言われていています。急性中毒量については、これまでに中毒事例などの考察から複数の説が提起されてきました。毒性は個人差、例えば、性別、年齢、感受性、健康状態、栄養状態など、さまざまな因子が絡み合うので、実際の事例から明瞭に出されているわけではありません。長期の洗口によって起こる可能性がある害作用では、斑状歯の発生も懸念されています。WHOのレポートにおいても、フッ化物洗口は、「洗口による口腔内残留フッ素の摂取によっては、斑状歯のリスクに寄与する可能性がある」としており、これは6歳未満のフッ化物洗口を推奨しない理由となっています。男児

の骨肉腫の発生頻度の上昇への懸念、がん、特に咽頭がんや口腔がんの発生頻度の上昇の心配、若い母親がダウン症児を産む頻度の上昇、骨フッ素症と骨折の頻度の上昇、治療実験や調査研究の結果は、逆にフッ素を取り込んだ骨は有意に骨折しやすいという結果が出たもの、また、関連がないというもの、骨折が少ないと結論したものと現在得られているフッ素と骨折、いろいろなものに関する情報の信頼性については不十分であると、いまだにされております。しかし、不十分であるなら安全であるとの結論が出るまで、フッ化物応用はストップすべきと考えます。園児、児童が長期にわたり、フッ化物洗口をした場合、骨折の頻度が増加する危険性があるとも考えられています。ネフローゼなど腎臓に障害のある子供たちでは、さらに歯、骨へのフッ素蓄積が起こる危険性があると言われております。

次に、フッ化物洗口の有効性についてであります。フッ素による虫歯予防のメカニズムとして推進派は主に二つの働きがあるとしています。それは、「フッ素が歯質効果、耐酸性向上に有効である。そして、歯垢中の細菌に作用し、酸の産生を抑制するなどして口腔環境の改善に有効である」としています。以前は、萌出前の歯がフッ素を取り込むことが歯の質を強化したり、耐酸性を向上すると考えられてきましたが、それが大きなメカニズムであるという説は大きく割り引いて考えられるようになってまいりました。フッ化物洗口やフッ素入り練り歯磨きの使用によって、フッ素が歯垢中に取り込まれ、酸産生を抑制することや、抗齧食作用をあらわすとする説が唱えられています。しかし、歯垢中の10から数十ppmに達するフッ素濃度が逆に安全と言えるのかという問題が指摘されております。

日本における12歳児一人当たりの平均虫歯数ですが、文部科学省の調査によりますと、平成14年度は2.28本であり、6年前の3.51本から1.23本の減少、つまり35%の減少であります。このことが、どの程度がフッ化物洗口の効果なのか、並行して行われるさまざまな口腔衛生教育、生活指導、歯磨きの励行などによる効果なのか、明確に区別されていないのが現状であります。

現在、フッ化物洗口の効果、予防率として掲げられている数字はほとんど厳密な意味でフッ化物洗口単独で導き出された数字ではなく、さまざまな虫歯予防の因子と織り交ぜたまま導き出されています。

次に、フッ化物洗口に関する誤解についてであります。

WHOのテクニカルレポートでは6歳未満を対象としたフッ化物洗口は禁忌とされているにもかかわらず、保育園、幼稚園などにおいてフッ化物洗口を実施しています。それは、日本では洗口の飲み込みが過剰にならないよう練習を十分にさせている、水道水フッ素化がなされていない、フッ素入りの練り歯磨きのシェアが十分でないことなどを理由にされています。しかし、洗口の対象が幼児、低学年の児童であるため、その徹底には限度があること、日本では食物、お茶などからのフッ素摂取が比較的多いこと、フッ素入り練り歯磨きのシェアはかなり高い、2001年で80%近くになっているということから6歳未満の洗口イコール禁忌

を日本で適用しない理由とはなりません。フッ化物洗口を実施するに当たり、「フッ化物応用はWHOが推奨している」などと広報するのであれば、そのWHOが「6歳未満の子供を対象としたフッ化物洗口は禁忌である」としている事実も広報すべきであると考えます。この禁忌とは、医学用語で「してはならないこととして禁止している」という意味で強い規制を示しているということであります。テクニカルレポートの翻訳において、「フッ化物洗口は6歳未満の子供には処方されない、あるいは用いるべきではない」などと訳されています。

以上は、反対の立場からの大まかな情報です。フッ化物洗口の問題点をともに考えたいと思い申し上げました。参考にしていただけたら幸いです。以下、質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

1点目でございます。保育園等でのフッ化物洗口の実施状況、また、これについての考え方、また、実施方法についてお聞きをしたいと思います。このフッ化物洗口については、平成12年6月の一般質問のとき、9保育園が実施、また実施の予定という答弁をいただいております。

2点目でございます。学校におけるフッ化物洗口について、当市の考え方及び見解をお尋ねいたします。これも同じように、平成12年6月の一般質問の答弁ですが、「学校及び保護者など全体的な理解を得るに至っていないので、今のところ実施する予定はない」という御答弁をいただきました。ちなみに3年前は前教育長でありましたので、今回、教育長は小野原教育長ですので、教育長の御見解をお尋ねをしたいと思います。

以上がフッ化物洗口についてでございます。

次は、2点目の病後保育施設についてでございます。

これは、きのう1番議員の方から質問がっておりますので重なる点があるかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

この病後保育ということは、病後児保育、両方言葉が使われておりますが、安心して子育てができるよというということで、病後保育施設ということで質問をしてみたいと思います。この中身についても、きのう徳村議員の方から出されておりますので重なる点があるかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

この病後保育、また病後児保育のことについては、趣旨は児童などが病気の回復期で、集団保育が困難な期間、児童を一時的に預かることにより保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与する。事業の内容、対象児童としては病気回復期にあり、入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な保育所に通所している児童で、かつ保護者の勤務等の都合により、家庭で育児を行うことが困難な児童。また、保育所に通所していないが、1と同様の状況にある児童。これは、小学校の低学年の児童も含む。実施方法としては、実施施設への依託事業として行う、ということになっております。きのうも言われましたように、男女ともに近年の不況や個々

の仕事、また仕事の専門性によって休暇もとれない、もしくはとりづらい環境、またどうしても母親への負担が多く、休業とか退職に追い込まれているケースもあるわけです。利用者の多くは水ぼうそうなどの感染症、別室にて隔離保育が必要、または風邪、少子化の進行を踏まえて、こういう対処も必要だということを言われています。

また、自治体が民間の医療機関や児童養護施設に委託料を支払い、医療機関に併設、一室などで常駐の看護師が子供の面倒を見るというふうになっていますが、きのう、所長の答弁によりますと、ニーズ調査をすることをまずしたいということを申されていました。そのことと合わせ、二つの医療機関の方で企業内保育所を2カ所やっているところもあるということも申されていたと思います。私はその答弁の続きとして、調査をすることと並行をしながら、医療機関の協力なくしてできませんので、医療機関との相談はどのようになされていくのか、またなされてきたことがあるのか、そのことを、まずお尋ねをしたいと思います。

当市においては、病後児保育の検討というものが、これまでに具体的に、今言いましたように関係機関、病院等との話し合いが具体的に なされてきたのか、これはぜひ聞かせてほしいと思います。そして、2カ所が病院の企業内保育所をやっておりますが、そういうところに併設をし、お願いすることが私は可能ではないかなというふうに思いましたが、その辺について、どういうふうな御見解があるのかを、まず1回目お聞きをさせていただきます。

次に、質問の3点目が、鹿島市心身障害児通園施設「すこやか教室」に関してでございます。

ことしの4月から、脱施設化、地域福祉推進を目指す新障害者プランと処置から契約へ、障害者の自己決定に基づき、サービスを選択する制度である障害者の支援費制度が始まりました。どちらもノーマライゼーションの理念のもと、障害者の社会への参加を推進するために、策定、導入されたものでありますが、実際には障害者の社会参加を拒むさまざまな課題が山積しているのが実情であります。つきましては、障害者施策のより一層の充実を図るため、次のことについて質問をさせていただきます。

鹿島市心身障害児通園施設「すこやか教室」に関してでございます。鹿島市で、心身障害児の通園事業が始められましたのは、平成3年4月から鹿島小学校の空き教室を利用し、「すこやか教室」という名称で始められました。通園事業の目的は「心身、言語面、身体面、精神面などの成長や発達におくれや心配のある就学前の児童に対し、通園によって療育訓練等を行い、健康の増進を図る。また、子供を育てていく上でのいろいろの悩みを解決できるように療育援助などを行う」とされています。また、指導内容は、「日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、保護者については指導員と協力しながら指導訓練を受ける」となっています。平成7年度までは月に1回の実施、8年度は週に1回、9年度4月から週3回、それ以降、9年度途中から週5回ということで、現在に至っていると思います。平成9年度までは空調設備が整っていない鹿島の小学校の空き教室利用だったために子

供たちがいる教室からトイレまでが遠いとか、小学校用のトイレのために6歳未満の子供たちですからトイレが大き過ぎたとか、訓練の遊具の不備、指導員の不足、当時1名だったわけですが、いろんなところからの協力不足などの問題がありましたが、「すこやか教室」父母の会の方々の一丸となった努力によって、市に対し「すこやか教室」のあらゆる面をお願いをし、その結果、現在、福社会館の2階にすばらしいところを設けてもらっています。今までは施設環境の問題、療育スタッフの不足など問題があって大変だったわけですが、今やっとすべてがそろい、利用される親御さんもスタッフも希望が見えてきたと、今まで以上に力を合わせ、知恵を出し合い、楽しい療育をと、子供たちの笑顔、成長の日々をつくろうと張り切っておられます。本当に今がそういう状況であろうと思います。今やっとすばらしいレールが敷かれ、走り出したばかりのときに措置費の制度から支援費制度へと変わったという状況を踏まえ、以下質問をいたしたいと思います。

これまでの「すこやか教室」の運営と、これから支援費制度になってから、どのような違いがあるのか、生じているのかということでございます。利用者負担の問題、利用者の状況、利用回数の変化、この辺もお聞きをさせていただきたいと思います。この支援費制度とは利用者の数が経営状態に反映をしてくるわけです。利用者がお客様となってくるわけです。障害者、特に就学以前の心身に障害のある子供たち、そういう方が保護者とともに日常生活の活動に適応するための訓練や指導を受けるという目的を持ったこのような施設、事業が支援費制度になるということは納得がいかないと考えるのは私だけでしょうか。今後、生まれてくる子供たちにだれがハンディがあるのか、だれが親になるのかわかりません。安心して子育てができるようにと、この事業が始まったのではないのでしょうか。今まで積み上げてきていただいた施設のありようやサービスが措置費から支援費制度へかわるということで、低下する、悪くなることがあってはなりません。これらについて、市はどのように考えておられるのか。サービスが低下しないような手だてはされていくのかどうか。

現在、鹿島市、太良町、塩田町、嬉野町、また有明などと近隣の町と一緒にあってそれぞれ補助金、負担金を出し合い、今運営がなされております。今後については、これがどのように変わっていくのかということです。この点について、1回目質問させていただきます。

次が、児童虐待、DVの防止についてでございます。

児童虐待の防止について、現在の児童期、思春期の子供たちからいろいろな形でSOSが聞こえてきます。いじめ、引きこもり、家庭内暴力、低学年少年の凶悪犯罪、いらいらする、我慢のできない子供たちがふえていると言われていています。児童虐待やドメスティックバイオレンス、家庭内暴力によって心に深い傷を負った子供たちに対する継続的なケアの必要性も指摘されています。さまざまな精神的なストレスによって、いわゆるグレーゾーン、ボーダーラインに存在し、社会的な支援を必要とする子供たちが着実にふえてきているということです。そういう中、マスコミなどの断片的な情報はあふれてはいても、正確な知識や相談体制

の不備が指摘され始めています。これらの問題に対しては精神保健、医療の面からのアプローチを中心として福祉教育など生活そのものを対象とした取り組みが求められており、それぞれが社会にあらわれてくる現象は異なっているとしても、一人一人の子供たちを社会の一員として支えていく総合的、体系的な方向づけが必要と考えます。

そこで質問であります、本市の相談体制はどのようになっているのか。児童福祉司などの配置はどうなっているのか。

2点目が、本市における児童虐待に関する相談の推移、また、児童虐待の実情について、どのように把握されているのかでございます。

3点目が、福祉事務所とか保育所、学校などでの業務の中で、また活動の中で虐待の未然防止、早期発見、通告、当該児童の安全の確認がどのようになされているのか。

4点目が、事例報告や今後の取り組みなど意見交換の場、また、機会も必要と考えますが、この件について、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

以上、1回目の質問をいたします。

次がDV、ドメスティックバイオレンスの防止について質問をいたします。

内閣府の調査では、女性の20人に1人がパートナーから命の危険を感じるほどの暴行を受けたことがあると答えています。DV、ドメスティックバイオレンスや性犯罪やセクシュアルハラスメントなど、女性の人権を侵害する暴力が深刻な問題となっています。身体的暴力に限ってですが、DV被害者の保護を図るためのDV法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が平成13年4月13日公布、10月13日に施行されました。この法律では国と地方公共団体に配偶者からの暴力の防止と被害者を保護する責務を規定をされています。また、DV被害者を発見した者は警察、福祉事務所、被害者支援センターなどに通報するよう務めなければならないといった規定のほか、裁判所は被害者の申し立てにより、加害者に対し6カ月間の接近禁止や、2週間の住居からの退去という保護命令を行うことができます。このDVは身近な人間関係における暴力被害が意外と多いという問題の根深さを感じられる。また、孤立し、泣き寝入りを余儀なくされている被害者が少なくないという難しいことがあるようです。本市においても、各関係機関と連携をとり、実態調査を早急を実施することが必要だと思えます。そこで、以下のことをお尋ねいたします。

1点目、DVに関する当市の実態調査はなされているのかどうか。合わせて、状況の把握はどのようになっているのか。

2点目が、今までにDVに関する相談や訴えなどあったのか。

3点目が、当市の相談窓口はどういうふうになっているのか。

4点目が、今回のDV法では保護命令で守る対象に子供が入っておりません。このドメスティックバイオレンスと児童虐待は相関関係があると言われており、本来なら子供への保護が必要であるということは言うまでもありません。その際、学校では子供の引越し先、または

転校先を加害者に教えないなど、DV法を十分理解をし、法の趣旨を生かした対応が必要と思われるが、この点については教育長の御所見をお伺いをしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

おはようございます。11番議員の質問にお答えいたします。

まず、保育所や学校でのフッ化物洗口についてと市の考え方を問うという項目についてありますが、私どもは保育所関係を管轄しておりますので、その点での実態を御報告をいたしたいと思います。考え方などについては、担当の方からあると思います。

まず、市内の保育所の状況でございますが、保育所は市内14カ園ございまして、フッ化物での洗口をしていないところを申し上げますと3カ所でございます。あとは、保護者の同意を得て実施をしているというところでございます。みどり園の例でまいりますと、週1回、お昼寝の後に1分間、0.2%液で10ccということでやっておりますが、これは平成12年の6月から実施しているというところでございます。それから、フッ化物関係については以上です。

病後保育児童の関係でございますが、たしか2点あったかと思えます。このことについては医療機関と協議をしたかどうかということではございましたが、実際しておりません。

それから、もう一つ、事業所内保育ということで、きのう申し上げた件について、二つの医療機関でされているということについて、ここでは通常の保育ということでされております。ただ、先ほどお話になりました、ここの連携についてどうかというようなことも申されました。この辺はきのうも申し上げたところですけれども、こういう病後児、あるいは病気のときの子供の保育関係につきましては、やはり少子化対策にかなうものであるというふうに思いますので、これから先、少子化対策関係の行動計画というものを立てるわけですが、この中でやはり検討されるべきものだというふうに考えます。

それから、鹿島市中心身障害児通園施設「すこやか教室」に関してでございますが、目的とか内容につきましては、議員、先ほど申されたとおりでございます。14年度までと15年度以降についての違いということで御指摘があったと思えますが、先ほど申されましたように支援費制度に変わったというのがあります。そのことによりまして、負担金というのが新しくかかるということになりました。支援制度といいますと、そういう事業をする施設と、それから対象者とが契約を結び、そして所得の状況に応じて負担金が決まると。そして、その経費が足りない分については担当の市町村が負担をすると、こういうのが支援費制度であります。今、これが15年度からということで、制度的に変わった関係で、こうならざるを得なかったということでございます。回数の変化はどうだったかということでございますが、平

成14年度までは、まず、登録人数でいきますと37名でした。現在、30名ちょうどです。その点では少なくなっております。ただ、日数の関係は詳細にはまだ出ておりませんが、手元に持っておりませんのでわかりませんが、すぐに取り寄せたいというふうに思いますが、14年度までは、余り個人負担が伴わなかったという関係で、きょうは来た、来なかったという点でのことで余り把握してない部分もあったかと思っておりますので、個人ごとの日数については、なかなか前の部分把握できていないというふうに考えております。

それから、サービスの低下がないようにということではありますが、まさにそのとおりでありますので、今後も内容についてはより充実したものにしていこうということにならないと思っております。

それから、児童虐待、DVの防止についてということですが、まず、児童虐待関係の相談体制はということですが、民生委員、児童委員の皆さん方がそれぞれの担当の近隣の住民の訪問や、あるいは保育所、それから小・中学校の訪問、それから学校とか保育所などでの意見交換と、こういうものをしてながら情報の把握に努めておられるという状況でございます。市に民生児童委員さんからのそういう情報が入った場合は、まず、家庭児童相談委員の方がまず対応をいたします。もちろん、市の福祉事務所の職員も当然対応するわけですが、あと警察に行った方がいいというようなケースについては警察とも相談し、それはそのまま県の中央児童相談所と連絡をした方がいいというようなことであれば、中央児童相談所と連携をとりながら進めているというところでございます。児童相談所では必要な場合には児童の一時保護、あるいは児童養護施設への入所措置等を行っている状況でございます。それから、防止に当たっては、民生委員、児童委員、主任児童委員、保健師、保育所、小・中学校等の連携を深め、早期発見、早期対応を図るということ考えております。

それから、児童福祉司については市にはおりません。これは佐賀県の中央児童相談所に専門家がおります。

それから、虐待の推移ということで、私どもで把握できる虐待と言われるものについては、特に現在のところあっておりません。

それから、家庭内暴力等についてでございますけれども、実態の調査をしているのかという御質問ですが、これについては、実態調査というものを予防的にするということはしておりませんで、やはり、先ほどの児童虐待と同じように、そういう事象があった場合については、やはり、いろんな組織から、あるいは個人からお話があって直ちに対応すると、こういうふうに考えております。

それから、今までこういう訴えなどはあったかということであったかと思っておりますが、これにつきましては、過去にありました。まだ1年ならないんですが、夫からの暴力というものがありまして、婦人相談所などにもお願いをいたしているところでございます。

それから、相談件数については、特にこのことについては現在のところあっておりませんので数的にはありません。それで、県婦人相談所あるいはアバンセの女性センター、それから配偶者暴力相談支援センターということで相談を受け付けているのがありますので、県の段階でまっすぐそちらの方に相談をされるというケースも出てこようかと思いますが、まず発生した場合は、福祉事務所に連絡をいただければいつでも対応できるような体制であります。なお、県警の法でもレディーステレフォンということで相談を受け付けているようでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

11番寺山議員の御質問にお答えいたします。

フッ化物洗口についての教育委員会の現在の見解をとということでございます。

教育委員会の見解といたしましては、小学校、中学校におけるフッ素洗口の実施については「実施をしないという理由はない」ということで、現在は認識をいたしております。理由でございますが、フッ素は自然界に広く存在し、食べ物に多く含まれているということ。例えば海藻とかイワシ、ジャガイモ、大根、ニンジン、塩、みそ、紅茶、緑茶等に含まれておりまして、通常口にいたしております。そして、フッ素の応用例として、先ほど議員が申されました歯磨き剤に使用していると、それから、フッ化物の歯面塗布もしていると、そして、先進国におきましては水道水の中に適量のフッ素を含ませている国もあるということでございます。そして、フッ素洗口につきましては、推奨機関が数多くあるということでございます。世界保健機構（WHO）、国際歯科連盟、日本歯科医師会、厚生労働省、文部科学省、佐賀県の教育委員会、その他、多くの期間がフッ素洗口を推奨しているということでございます。

そして、フッ素洗口につきましては短期間における効果は疑問ということでございますが、平成4年及び平成7年から実施している小学校の実績として1人当たりの虫歯本数が6割、7割減ったという効果の例がございます。ある学校におきましては、2.41本が1.66本に、また、2.33本の虫歯が0.92本に減ったという効果の例があるということでございます。そして、これまで取り扱いによる事故、薬害等の報告は聞き及んでおりません。そういうのも理由の一つでございます。ちなみに、他市の取り組み状況でございます。平成15年度から伊万里市と鳥栖市、鳥栖市につきましてはモデル校のみの実施ということでございます——は実施をいたしております。16年度実施に向けて現在検討しているところが、唐津、多久、武雄市の小学校においてフッ素洗口の取り組みをしていきたいと検討しているところでございます。

以上のことによりまして、鹿島市におきましても、今後、医師会、歯科医師会の指導助言、薬剤師会等の協力、学校現場、校長等への説明、また保護者への説明会の開催などを各手順を踏まえた上で結論を出したいと考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

最後に、DV防止にかかわって、子供の引越し等についての対応ということでございますけれども、学校等で掌握をしている場合につきましては、そういう安易な、こういうことをしないということは当然であります。関係機関等の、特に迅速な連携をとりながら、やはり、個々人の人権、あるいはプライベート等に十分配慮をして、今後ともやっていきたいというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

失礼いたします。先ほど説明不足の点がありましたので補完したいと思います。

先ほど、登録者が14年度が37名で、現在、登録者が30名というふうに申し上げました。これにつきましては、ここの定数というのが今度決まりまして、1日の定数が9名ということになっております。それで、申し込みについては30名のほかにあったわけですが、1日の定数の関係で30名におさまらざるを得なかったということです。毎日来る人はいないわけですが、週2日とか週3日とかという形でされております。それで、前は自分の都合のいいときはずっと来るという状態でした。それから、「すこやか教室」に通ってこられていた14年度までの方について、やはり小学校に入学されたという関係もありまして、登録人数が減ったという経過がございます。

利用回数を申し上げますと、大体、月に延べで130回、30名登録して1日最高で9名、それで、大体130回、137回、現在のところ、それから、8月分ではちょっと少ないですが118、多いときで159回と、こういうような状況になっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

2回目を行っていききたいと思います。

このフッ化物洗口についてでございますが、佐賀県は非常にこれを推進を、また推奨をしながら進めています。皆さんも御存じのように、テレビであっているのも御存じだと思いますが、佐賀県は本当に勧められておりまして、今結果として申されましたように、15年度、

16年度、実施する学校がふえているのを聞いて、また新たに思いました。

今聞いたところによりますと、なぜフッ素洗口を実施しているのかということを知りましたら、県とか国とか、他の国とか、そういうところでの答弁でございました。私は、このフッ素洗口がいいか、悪いか、これは私自身にもわかりません。ですが、このフッ素洗口が始まって、またフッ素で虫歯の予防ということが始められて、全世界的には40年以上を経過しているわけですね。これだけ40年以上が経過したにもかかわらず、フッ素洗口がいいのか、フッ素が虫歯の予防に大いに有効なのかということに対して、40年たった今なお賛否両論があるわけです。そういう中で推進という一方の立場をとって学校、また保育園で実施をしていくということについて、私は問題を提起しているわけでございます。この本当の意味でフッ素洗口をしたいという方は、歯医者さんなり行ってフッ素洗口の薬剤をいただいて、そして、指導を受けながらするというのは可能なわけです。そういう手段があるにもかかわらず、集団の中でフッ素洗口をするということに私は疑問を投げかけています。今、全世界のしているところとか申されました。全世界的にしているところもあります。ですが、今、フッ素洗口については今までやってきたものをやめているというところがあるわけです。これは韓国もなんです、韓国の4都市がフッ素化の拒否をしてきました。住民の同意を得ないままに韓国では20年以上もやってきたわけですが、最近になって四つの市がフッ素化に必要な予算を全面的にカットをする。また事実、フッ素化の中止を決定をしたと言われていました。また、同じようにスイスにおかれましても、このスイスは1960年以降、41年間続けていたわけなんです、このフッ素化に対するものを正式に廃止をしたと言われていました。これは2003年の4月9日ということですが、この理由として、韓国もスイスも一緒なんです、フッ素化が虫歯予防に対して有効であるという根拠は今日なお見出すことができない。化学者が40年以上たった今なお、今日、なおフッ素の有効性を立証できない以上、廃止されるべき。フッ素化を導入したにもかかわらず、子供の虫歯は増加してきている。変わらない。フッ素症の危険性は軽視できない。骨に対するフッ素化の危険性についてはだれも言及する者がいないが、フッ素は乳幼児にとっては特に問題がある。こういうふうなことを理由として挙げられています。また、アメリカ等のカリフォルニアでもやめています。2000年度にはノーベル医学賞受賞者であるスウェーデンのアービド・カールソン博士もこういうふうなことを言われています。

いろんな意味でフッ素洗口が有効である、虫歯が減ったということですが、1回目の質問でも申しましたように、このフッ素洗口の有効性、またはフッ素洗口が確かに虫歯に効いているというフッ素だけの取り組みをして虫歯が減ったという報告がなされているところはありません。フッ素洗口を導入するに当たり、虫歯予防の生活習慣のやり方とか歯磨きのやり方とか、いろんなことを指導をしながら、その両方を兼ね合わせて虫歯が減ったと、こういうふうな虫歯予防に対する数字のあらわし方をしてると1回目に行ったことなんです、

そういうことをされております。今御答弁いただいた中では、県が、または国が、厚生省が安全だからと出しているから、これは問題がないと、フッ素洗口をしない理由はないというふうに言われました。また、含有量についても問題がないようなことでありましたが、どれだけ摂取すればどんな影響が出るのか、これは全く結論が出ていないし、いまだに懸念されております。フッ素洗口をしたい方は、また、子供にさせたい方は歯医者さんに行って、これはできるわけですので、自治体が率先してするというのを私は考えてほしいということを行っています。もし、これをしたら親の責任、また、自治体の責任によって数年後、数十年後、また、これは化学薬品ですので、その子供にあらわれなくても、遺伝子作用ということで、次の子供たちに影響が出るかもわからないと言われる化学薬品なわけなんですね。そういうふうなものですので、このようなものを扱うときには自治体は率先してシビアな対応をとるべきではないかと。何で学校で、また保育園でフッ素化物の利用をした洗口をするのかということについては3年前もですが、今回も強く訴えをしたいと思います。

1回目に申しましたように、WHOは6歳未満の子供を対象としたフッ化物洗口は禁忌である、これは述べています。これは、1回目に言ったように、してはならないこととして禁止をしている。なぜ、こういうふうになっているのを明らかになっていないのに、今のこういうふうなことを検討がなされているのか、私としては本当に不思議でなりません。そして、このフッ化物洗口をするに当たっては、必ず保護者の同意書というものが必要になってくるわけですね。本当に安全であるということであれば、私はこういうものをする必要はあるのかというふうに思います。そして、このフッ素洗口、フッ化物洗口の有害の有無というのは1回目で言いましたように個人の体格の差とか性別とか栄養状態とか、いろんなものによって変わってくるわけですね。そういう意味で、本当に何でフッ化物洗口をここまでしなければならぬのだろうかというふうに私は今回も3年前も言いましたが、思っています。もし、これをするに当たって、今じゃなくて、数年後、また数十年後、問題があったとしたらどこが責任をとるのかというふうなことも、やはり明確にしておかないといけないと思います。私はこの問題を取り上げるに当たって、ある学習会に参加したときに、弁護士の先生、学者の方はこの危険性があるにもかかわらず、これを実施させる自治体、佐賀県においては県が推奨をし、強く推進をしておりますので、県に問題が出てくるのではないかとこのように言われています。というのは、この問題は化学薬品、今いろんな食品にフッ素というものが含まれていると言われましたが、ここで使われているフッ素とは、食品から取り出されたものではありません。これは明らかに化学薬品なわけですね。このフッ化物に用いられるものはフッ化ナトリウムということで、フッ化物には第1群から第4群までであるということなんです。第2群と第3群にこれは当てはまるというふうに言われています。こういうふうに第3群の特性というものは酸性の胃液の中で約半分がより毒性が強いというふうに言われておりますので、毒も一歩間違えれば大きな毒になりますが、ぎりぎりの線でもいいものに

なるか、悪いものになるか、これは本当に紙一重だと言われておるわけですね。ここまで言われている化学薬品を何で保育園とか教育の現場に集団医療行為、予防行為を持ち込むことをしなくてはならないのかと私は疑問を申したいと思います。絶対に、今まで害があつていないからとか言いながら、今まで厚生省がやってきたいろんなものの中で、薬害エイズの問題とか、薬害の問題は大きく取りざたされている今、何で今こういうことをするのかということです。

虫歯の予防については、今までどおり、そして、今は歯磨きのやり方とか、そして食事のやり方とか、以前と違っていろんな意味で指導のやり方が変わってまいりました。そういう中で、虫歯も減ってきていると言われていています。歯磨きのやり方も、昔は洗面台の前に立って縦にやっていたわけなんですけど、今は歯と歯茎の間を横に丁寧に1分、2分、そして30分ぐらいかけて、最低10分と言われておりますが、そういうふうな指導方法も変わってきております。そういう結果で虫歯が減ったという報告も片や一方なされておられ、フッ素だけの予防ではないということも、これは出されているわけですので、そういうことをやはり教育の場所で、保育園の場で、母親の指導の場とするべきが、私は本当じゃないかと考えますので、もう1回、県のマニュアルどおりの御答弁ではなくて、本当に子供たちの立場、保健上考えた中で御答弁をし、考えをし、お願いをしたいと思います。それがフッ素に関するものです。

病後保育のことなんですが、少子化対策ということの御答弁であったと思います。少子化対策でもありますが、安心して子供を生み育てられるという視点に立っての質問ということをお願いしました。そういう中で、今必要なんですね。子供たちはどんどん1日1日成長をしていきます。そして、今母親が保護者が困っています。1年後、今ニーズをとって、そして、何とかしていきたいということだったんですが、今できることもあるんじゃないかと。先ほど言いましたように、2カ所の病院がこのような事業所における企業内保育所をやっているということは病院が企業内保育所をやっているということは、病院のどこかの部屋でやっているということだと思うわけですね。そこにはお医者さんもいらっしゃるし、看護師もいらっしゃるわけですね。そういう中で、より以上に頼んだらできることもあるんじゃないかなと私は思ったわけです。そういう話し合いをできるところからしていただきたいということで、これは今後の検討課題になろうかと思いますが、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、3点目の「すこやか教室」に関してでございます。これは法律が変わったということで本当に残念でなりません。法律を今さら変えることができないわけです。そういう中で、今までのサービスの低下、そして、今まで培っていただいた鹿島市の努力をやっぱり実らせていく。そして、これを実らせて、そして継続をしていくということが大事だと思います。そこに来ていらっしゃるお母さんの中で所得の水準がありますので、支援費がゼロ円という方もいらっしゃいますし、1千円という方もいらっしゃるということです。一緒にいる

んな療育を受けながらゼロ円であったり、100円であったり、また高い方では1日1千円であったり、いろいろあるということで、最初は1千円出している方に対してゼロ円の方は申しわけないなという思いがあったということなのですが、今では、もうそういうシステム、保育園だって同じなのですが、そういうシステムだから、それはということで割り切って、子供たちが健やかに育つようにということでなされているということです。ですが、1千円になられた、また1千円未満でもお金がかかるとしたら1週間に1回行っていた方がいいのですが、1週間に2回、3回と通って子供たちの健やかな健康といいますか、一生懸命行ったら行った分、言語教室があったり、音楽療法があったり、そして、いろんな歯磨きの仕方とかいろんな生活面での指導をしていただきますので、1日1日指導の内容が違ってくるわけですね。だから、いろんな指導を受けさせて、一日でも早く、小学校に行くまでには何とか普通の健康児の子供たち並みに、足並みをそろえていく子供にしたいという親御さんの願いから、1回、2回、3回と努力をしながら、自分の生活の時間を削ってでも行こうという中で、今までが取り組まれていたわけです。そして、大きな成果を受けられて小学校に安心して今通っていますよというお母さんの声をたくさん聞きます。せっかくそういう状況にあったわけですね。ですが、幾らかでもお金が要るということで、子供のためには行きたいけれども、週1回行って月になったら4千円、5千円、それを2回にしたら10千円、8千円とお金がかかってくるから、これを削っているんだという方もいらっしゃいます。そういう法律の枠の中で何でもこういうふうな心身障害児の通園施設というものが措置費から支援費になったんだろうかと、これは国の施策の失敗であるとは思いますが、そういう失敗を、何とかこういう自治体の力で少しでも緩和ができるようにここでお願いをしたいと思います。今まで、その不足分については、各自治体、塩田、鹿島、太良、嬉野、有明、そういうところとぜひ話し合いをしていただいて、サービスの低下につながらないように話し合いをしていただいて、そこに関係する方々が、来られる方が安心してこれからも通ってこられるような体制づくりをぜひお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。一応、この件についてはしていくというお言葉を私としてはとっておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に児童虐待についてでございますが、これについては、児童虐待という言葉が昔からあったわけでありません。また、家庭内暴力とかあったわけではなくて、親がしつけの一つとしてすることも児童虐待というふうになるのか、その辺、全く見解のところはわかりませんが、子供たちが健やかに育つ上でしかる上でのものと別の意味での、そういう児童虐待に関する、また、家庭内暴力に関するものがあつたのかということで、私はこれを委員会の場所で聞いたこともありますが、確かにこういうことがあっているということでありました。そして、今の報告の中でもあっているということですね。そういう中で、一番困るのは、やはり、子供なわけですね。子供というものは親を一番の信頼の柱としながら生活をしているわ

けです。どういう友達が、またどういういい先生がいらっしやろうと、やはり自分の親というのは、自分が一番困ったときに、悲しいときに、またうれしいときに一緒になって悲しんだり、そして、また喜んでくれたりするのが親であらうと思います。ですが、そういうふうに一方、ちょっと間違えれば、そういうふうな虐待になったりするわけなんです、そういうものをいち早く察知するというのは本当に難しいと思います。ですが、それを察知してくれるところがないとまたいけないわけですね。現在は、特にこういうふうなことがたくさんあるわけです。こういうふうに児童虐待とかいうものは、子育てに未熟な親とか、子育てに不安や悩みを持つ親に多く見られ、また家庭の問題とされやすく表面化がしにくく、また親権との関係も大きく絡んでおり、その対策にも難しい状況にあると言われていています。こういうふうな中で2000年に家庭内への立ち入り調査、親権の一時停止を盛り込んだ児童虐待の防止に関する法律が成立をしています。国においても虐待防止法に関する施策を一層強化をし、推進をしようとしています。現在、相談所としましては福祉事務所に御一報をいただければ、いつでも対応ができます。そういうふうな御答弁であつたらうと思いますが、やはり、今のような時代、相談所の体制の確立ということが、いかに大事ではないかと思えます。困っていても福祉事務所というところがどういうことをするところなのか、どういう場所なのか、どこに電話をしていいのか、どこにあるのか。やはり、みんなが市民の方、隅々まで知っていらっしやるかという、そうではないと思えます。だから、相談場所がどこですよということを、いろんな場所で、学校の懇談会の場所でもいいと思えますが、民生委員さんの方々、そして、何よりも一番私たちが目にするのは市報であるわけですね。そういう市報なども通じながら、そして、たまにはチラシなどちょっとつくっていただくということもしながら、各家庭にそういうふうなちょっとしたチラシをつくっていただいて、何かあつたらこういうところは、ここが相談する場所なんですよという、相談の受け入れ、取り組みなどのお知らせをする、そういうことが今鹿島においては不足しているのではないかなと思えますので、ぜひその辺についてお願いをしていきたいと思えます。

次に、ドメスティックバイオレンスの件なんです、いろいろ、これは問題がなかなか難しいようであります。私はこういうふうなものについて、離婚の一番の原因というもので性格の不一致というものが挙げられておりますが、こういうものはさて置いて、2番目に挙げられておるのはDVということであり、このように深刻になってきているわけですね。そういう中で、どのくらいこういうふうなことがあっているのかなと思って、どこで調べたらいいのかなと思ひながら、とりあえず県の女性部の相談室に問い合わせをしてみました。そこで、平成10年から、——これはまだ平成10年から13年度についてはこの法律ができていないとき、平成10年では983件、11年では1,019件、これはあくまでも婦人相談室なんです、12年では1,128件、13年では1,035件、14年ではこれは980件、というのはこの14年度からDV法が設置されまして、御答弁でいただきましたように、これを相談する場所がアバンセ

の総合相談であるとか、県の警察本部のレディースステレフォンとか、佐賀地方法務局の女性の人権ホットラインとかNPOの被害者支援ネットワーク佐賀とか、いのちの電話とか心の電話とかいろんなものが14年度を境に相談する場所が多くなったわけですね。それで、相談室への相談が減ったと。それでも 980件という数だそうです。ちなみに、佐賀県ではこうですが、鹿島市からの電話なり相談がありましたかとお尋ねをいたしました。10年が15件、11年が23件、12年が24件、13年が27件、DV法が設置されてからは12件鹿島市から御相談があつているということです。これは、あくまでも県の女性部の相談室であつて、アバンセとかその他のところに私ちょっと問い合わせしておりませんので、これだけ、1カ所でもこれだけの方が相談をされている。相談する方がすべてではなくて、相談ができない方もいらっしゃるという現状をまず知ってほしいと思います。

全国の地裁が出した保護命令が月間もう 100件を超えておるといふことで、右肩上がりでも急増をしている。制度が定着すると同時にDVの深刻さが改めて浮き彫りになっています。全国すべての地裁関係で命令が出ているということです。当初は新制度が定着するかどうか、懸念もあつたということですが、被害者本人でも簡単な手続で申し立てることができるということが浸透し、件数が急増につながっているということです。今後も顕在化しているDVが掘り起こされる、またDVがふえてくるということも言われています。これから、この法律を市としてどういう運用して実効性のあるDV被害者保護を行っていくか、行っているかでございます。このDV法は民事不介入ではなく、積極的にDVに介入をしていくように、警察に対して被害発生を防止するための必要な措置をとるよう求めています。都道府県の役割というものは、配偶者暴力相談支援センターを設置する、また、一時保護や自立支援に当たることを義務づけられています。県の取り組み状況はこういうことなんです、それと連携をした市の取り組みについてお尋ねをいたします。

DV根絶のために学校教育、また社会教育の場での啓発に、またこのようなことの理解を求めため、どのようなことをなされているのか。

次に、被害者の視点に立って対応できる女性職員の相談窓口への配慮を、ということでございます。相談窓口で女性を充てるなどをし、気軽にだれもが気づかれることがなく相談しやすい環境の整備を図るということは大切であると思います。玄関の入り口とか、今こういう相談をやっているということをいうことがわからないようにする、だれが来たかわからないようにするということが非常に大切であるし、被害者というのは女性が圧倒的に多いわけですので、安心して女性に対応できるということで女性職員の相談窓口の配慮についてお尋ねをします。これは児童虐待とも同じなんです、相談窓口の市民への周知ということです。今、相談窓口は福祉事務所ということになると思いますが、やはりきちんとした市民へのPRをしてほしいということでございます。

次に、DV被害者の公営住宅への入居についてでございます。

ことしの2月26日、国土交通省は「DVにより夫から暴力で被害を受けた妻が夫との離婚成立前でも低家賃の公営住宅に入居できるよう地方自治体に要請された」と聞くところによります。これはDV法施行後も不十分な被害者の住まい対策を後押しするものであり、母子世帯同様に自治体で判断をし、入居資格を認めるものになると思います。当市においてはどのような対応を考えていかれるのか、また考えていらっしゃるとしたら、どのようになっているのかでございませう。

次に、被害者の生活再建支援についてお伺いをいたします。

被害者が専業主婦で加害者の扶養に入っている場合も多く、生活していただくだけの仕事に就くことは厳しい状況も多いと思います。さらに、現在の不況下、追い打ちをかけています。被害者の中には生活再建に向けて一時的に生活保護を適用させて、心と体の回復を助ける必要がある人もあるでしょう。その際、夫の健康保険で治療を受けると病院が特定をされ、居所がわかってしまいます。そのため、生活保護の医療扶助の適用も必要になってくると言われています。また、新たな地での就労に必要な住民票を移動させた場合、加害者から追跡を受けないように住民票情報のブロックなど被害者保護の積極的な取り組みも必要です。このように、被害者が暴力から解放され、一人の人間として尊厳を取り戻し、新たなスタートを切るためにはそれぞれの段階での丁寧な対応が必要であります。県内外の自治体などとの連携もこれらと合わせ、極めて重要と思いますが、生活再建支援について、以上申しました点について、市の御見解をお伺いをいたしたいと思ひます。

以上が2回目の質問です。よろしくお願ひをいたします。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

私の方からフッ素についてと、それからフッ素洗口について申し上げたいと思ひます。

ただいま議員が申し上げられたとおり、フッ素についての効果とか害については十分おわかりのようございませうが、私の方から一言だけ申し上げたいと思ひます。

まず、フッ素につきましても、この薬というものは、何でも原液そのものは害ではないかと思ひております。ただ、この薬そのものにつきましても有効利用の仕方によっては非常にいいことがあるのではないかと思ひております。ですから、害と言われるのはフッ素の使用量に伴うものではないかと思ひております。

なお、次に、虫歯のフッ素洗口についてでございませうが、議員も平成12年度当時にも質問があつていようございませうが、再度申し上げたいと思ひませうが、1968年には厚生省がフッ素洗口による虫歯予防方法を発表いたしてあります。次に、1970年代でございませうが、年度追つてでございませうが、日本歯科医師会、公衆衛生学会、歯科保健問題懇親会、日本学校歯科医、文部科学省等が虫歯予防におけるフッ素の有効利用を表明いたしてあります。なお、

日本歯科医師会、WHO、御存じと思いますが、世界保健機構、それからFDI国際歯科連盟でございますが、ここにおきましても、虫歯を予防する上で一番いい方法はフッ素を利用することであると述べております。なお、確かに全国の歯科医、お医者さんによりましては危険性を言われる方もありますが、私の方の行政判断資料といたしましては、今申し上げたようなことを参考にしていく以外にはないのではないかと考えております。

なお、先ほど議員が申されましたが、保育園でのフッ素洗口、これは確かに父母の同意を得た上での実施をしておるところでございます。なお、この実施をする上でも、前もって水だけの練習をしながらやっているということでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。安心して子供を育てられるというようなことで、病後児についてはどうするかということで、医療機関で、そこに勤めておられる看護師さんの子供を保育する、そういうところが医療機関で二つあるというふうに申し上げたところですが、そことの連携をとというようなことでありますので、非常に示唆に富んだところがあると思いますので、今後の計画にもその辺入れるべき視点だというふうに考えます。

それから、「すこやか教室」関係でございますが、利用料が人によって違うというものは、先ほど所得の状況によって違うということで、そういうふうになっております。これを緩和できないかということでございますが、実は、心身障害児の施設、心身障害者の施設、それから、ここでいう心身に障害のある方の入所施設、こういうところでの利用料との関係もございまして、やはり、この制度が導入された以上、こういう所得に応じた利用料というふうにならざるを得ないではないかというふうに考えております。ちなみに申し上げますが、最高月額でございますが、大体ゼロから4,200円という状況でございます。

それから、児童虐待関係について、相談窓口をはっきりしろというようなことでありますが、広報については十分努めたいというふうに考えております。

それから、相談窓口に女性職員の配置をということでございますが、福祉事務所にはもちろん女性職員もおりますが、今年度から母子自立支援員ということで、これまで相談員ということで県の方から配置をされておりましたが、独自に鹿島市でも置くということになっておりますので、この点では対応の仕方としては女性を配置していますので、何とかおこたえできるんじゃないかというふうに思いますし、それから、家庭相談員の先生方が2名おられます。この方は学校の先生のOBであったり、行政のOBであるわけですが、年齢的に円熟した方でございますので、十分な対応ができるのではないかというふうに考えているところです。

それから、同じDVの関係で窓口を市民へのPRということで、先ほどと同じように虐待の窓口、このDVについての窓口、広報に努めたいというふうに考えます。

それから、DVの被害者、女性に対する支援ということで申されましたが、生活保護で一時的に保護できないかということではなかったらどうかというふうに思います。生活保護につきましては、その対象とする人の実態を見て、そして、対応するというふうになりますので、その辺、やはり窓口との関係もあるかと思いますが、そのような取り扱いをさせていただくことになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

寺山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、フッ素洗口でございます。フッ素洗口につきましては、虫歯予防の一つとしてフッ素洗口があるということで、厚生労働省、佐賀県、鹿島市の行政指導があつているという事実がございます。また、実施に当たりましては、PTA保護者等について十分な説明会を実施し、また強制じゃなく、保護者の同意を得て実施をしたいということでございます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

フッ素洗口につきまして、私の考え方としましては、基本的には先ほど次長が申したとおりであります。ここ数年、私どもなりに情報収集といいますか、フッ素洗口の効用、あるいは問題点等につきまして整理をして、まさに公平な視点に立って慎重に検討を進めてきたというのが事実であります。もちろん、するかしないかとなれば、どちらかに決めなければならないわけではありますが、いま一度、やっぱり、学校、あるいは保護者等の特に現場等の意見等を十分積極的に求めながら対応していきたいというふうに考えております。

それから、DV防止に関しての学校での取り組み。学校では、意識を高めるために、先生方の研修といいますか、これを確実にを行うように指示をしております。教職員の共通理解というのをやっぱり図る必要があるというふうに思います。特に、校長、女性教諭を相談窓口としてのいわゆる組織的な面も含めまして、今、確実に配置もしておりますし、年間を通して万全を期す体制をとっているという現状でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

時間が余りありませんので簡潔にお願いいたします。

○11番（寺山富子君）

3回目でございますが、虫歯にはどういうふうなことで虫歯になるかということで、子供たちに発症するミュータンス連鎖球菌感染症というふうに言われています。虫歯は感染症であるわけですね。成人、殊に高齢者に発生するものは歯磨き不良による生活習慣病ということで二つの種類があるということがわかったということが最近盛んに言われています。こういうふうになったら、やはり一番の歯を残すコツというものは、まず1本1本の歯を思いながら歯磨きを、また歯に感謝をしながら歯磨きをする、丁寧にブラッシングをするということが何より大事だというふうに言われています。そういうふうなことで、効果的な歯磨きの方法というものが盛んに言われておりますので、こういうふうな面での教育をぜひしてほしいというふうに強く思います。盛んに慎重にこれについては検査してきたということなんですが、最初に申しましたように40年たった今、スイスでは、これをもうやめていると、20年してきた韓国でもやめている、ノーベル賞を受賞した医学博士もこれについては問題を提起していると、こういうときに何で佐賀県はこういうふうに熱心なんだろうかということに私は疑問を持つわけでございます。もし被害が発生したときの責任問題、これはわかりませんが、やっぱり責任の所在というものは国家賠償法などのことも考えられると思いますが、県が推進をしているわけですね、今。そういうことで、県の推進もやはり慎重に考えていくということも、もっと私たちは考えなくてはならないと思います。今、県が言っているのは、宣伝しているテレビによりますと、見る限りにおいてはリスクを全く言っていないわけですね。そういう中で県費を使ってPRをしている、そして強制ではなく選考であるということです。これを選ぶのはあくまでも保護者であると、保護者が自分の子供についてどういうふうに考えていくかということを考えるときの判断材料としては、やはりリスク、これは合併にも同じことが言われますが、リスク、またはいい方、それぞれを正確に情報を提供しながら判断にゆだねるということが一番大事だと思いますので、今後、現場の意見を聞きながら、いろんなところの意見を聞きながらやっていくということですので、そういうふうなリスク面、きちんと報告、情報を提供しながらやってほしいと考えます。

それから、ほかについて。福祉事務所長のいろんな問題に対する御答弁等いただきまして、ありがとうございました。今回、このDV法とか児童虐待とか、いろんなものが私たちの生活の中であっていないようで、実は根深いものがあるということも提起をしながら、みんなが健やかに仲よくやっていくのが一番ですが、こういう根深いものというのは、やはりどこか身近なところに相談場所がないということが一番の問題解決から遠ざけるといいますので、県にゆだねるのではなく、ぜひ鹿島の方でも積極的に相談窓口を明らかにしながら安心してみんなが暮らせるような鹿島市にしてほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

いま一度、フッ素洗口について考え方をまとめたいと思います。

このフッ素洗口に関しましては、安全性、あるいは経済性、あるいは実施上の手間、こういったものがいろいろとクリアすべき要素というものがあるわけでありまして、中でも安全ということにつきましては、とりわけ実施対象となる子供たちの保護者にとりましては一般的な感覚としては当然生まれてくる懸念であろうというふうに思います。したがって、即子供たちにかかわるといふ観点に立った場合、できるだけ多種多様な、しかも信頼度の高い情報等を集約をしながら、やっぱり慎重さを期していくということは当然でありますし、今までそういうふうな必要なプロセスであったというふうに私は思います。寺山議員のような御意見もあれば、ほかの考え方もあるわけでありまして、賛否両論があるからとか、あるいは他の市町村がどうかということではなくて、やはり鹿島市の子供たちにとってどうかという視点に立って、また、これまでの経緯等も踏まえまして、次長が申しましたように何らかの結論に導きたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で11番議員の質問を終わります。

午前中はこれにて休憩します。

午前11時40分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き、一般質問を続けます。

次に、16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

大変お疲れのところでございますが、しばらくおつき合いをいただきたいと思います。

今回4項目取り上げておりますが、できるだけ時間は効率的に使いたいと思いますので、できるだけ質問も効率的にやりたいと思いますので、答弁の方もそういった点でよろしくお願いをいたしておきたいと思います。

では、逐次質問をいたします。

まず、先般も全協で説明がございましたし尿処理場のデータの改ざん問題についてお尋ねをいたします。

一昨日の福井議員の質問に対しての答弁を聞いておりますと、新聞紙上でもいち早く市長が発表されたみずからの処分も含めて関係者に厳正な態度で臨むというふうなことを申されておりますが、果たしてそこまで及ぶような事件だったのかなという気がいたしております。

一昨日の答弁を要約いたしますと、一つは、問題点としては基準値を上回ったこと、それからそのデータを改ざんされたこと、ここが問題点ということでとらえられているようでございます。私もその点については同感でございますが、果たしてその程度のもので、管理者の責任まで問われるような話なのかなというような気がいたしております。

なおまた、担当者の課長の御説明によりますと、その改ざんをなぜやったのかという理由については、担当者として良質な水を排出したいということから、そのプライドがそうさせたのではないかというような説明をされまして、窒素そのものも田んぼに施肥をされる量に換算をして、多分 1.5ヘクタール程度の尿素有まいた程度のものだというようなことを言われておりまして、では、問題ないのではないかなと……（発言する者あり）ああ、1.5反です、その程度のものだということでございます。

私はもう少し観点を変えて問題がないのか、そこら辺を少しお尋ねをいたしたいと思いますが、冷静に答弁をいただければというふうに思っております。五、六点質問をいたします。

まず第1点は、平成11年の新しい施設による操業を開始されて以来、ずっとこの改ざんが続いておった。そうした隠匿をされる行為が、いわば新聞のすっぱ抜きによってしか組合の管理者にはわからないという、その組織体質、事務体質、ここに大きな一つの管理体制の不備があると思います。日常の一般の市の行政事務にはないとは思いますが、この広域行政の中にはそうしたものがあるのかということになりますと、本議会での直接の審議は広域圏議会の方にゆだねておるわけですので、やっぱり議会としての不安というですか、信頼関係といいますか、そういった問題点が私は残るといふふうに思うんです。そういった点で、一つは所感をお尋ねいたしたいという点でございます。

それから二つ目に、なぜに自主基準というのを別に設けられたのか、その必要性がどこにあったのか。恐らく管理者である桑原市長は自主基準そのものを知らなかったのではないかなと思うんですけれども、この問題も1番と絡んで、何ゆえにそういう厳しい自主基準を設定する必要があったのか、これが2点目です。

それから、この製品は日本鋼管が新進気鋭の新しいシステムとして開発をされて、まだ世の中に余り出ていない機種だったろうと、当時の平成8年ごろを思い出しますと、思い返します。いわゆる膜張式というやり方で処理をする装置だというふうに当時説明をされていたかというふうに思っておりますが、その後もこの日本鋼管の製品は全国の自治体からすれば採用されたところがあると思うんですけど、共通した問題があるのかなのか、そこら辺については調べられたのかどうなのかについてお尋ねをします。

それから、これはさっきと重複しますが、要するに全窒素の基準が 120ミリグラム／リットルになっておるのに対して、0.5ミリグラムの目標値を定められておるということであれば、非常に厳しい自主目標基準ですね。――5ですか。（発言する者あり）5ミリか。要するに5ミリグラムですか。それにしても24倍の厳しい基準をみずからがつくっておるとい

ふうに思います。それから、もう一つの方の全隣、これが16ミリグラム／リットルという基準に対して 0.5ですね、これは実に32分の1の基準を設けられておるんですけども、2番目の質問と関連をいたします。何ゆえにこれだけ厳しい基準を設けたのかという点ですね。重複をいたしますが。

それから次に、この処理場建設に当たっての入札が8社の指名で行われております、記録を見ますと。予定価格の約44%で当時落札をしておるんですね。予定価格が3,296,000千円、落札をいたしました金額が1,440,000千円ということに記録ではなっております。私はここに少し問題点を感じておるんです。そういう声も一部私にも届いておりますが、要するにこれは私の意見ですけども、所感があれば出していただきたいと思うんですが、新しい新進気鋭のこうした膜張式の需要を高めるために、あるいは新たな分野として日本鋼管さんが日本全国に普及を図っていくために、相当無理をして本市を含む組合議会の藤鹿苑の施設に何としても入りたかったということで、こうした入札の過激な競争があったのではないかとというようなことを背景として感じるわけです。ということは、この膜張式の機器というのは、従来までの方式の他社が持っておる機種に劣らない水質の基準の水を排出することができることを世に示したいということから、公の文書としてそれを記録にとどめたいという意図が裏にあったのではないかと。市長は笑っておられますが、それは率直なそういう疑問があるんですから、そういった点について説明をいただきたいということなんです。

だから、処分をするということを一早く決められはしましたけれども、やはりそうした疑念があるならば、そうした疑念に……（「決めていない」と呼ぶ者あり）決めていないんですか。ああ、処分は決めていない。検討すると今自席から言われておりますが、処分という発言を記者会見でされるということは、処分を念頭に置いた態度でおられるから、そういう発言になっておるんじゃないですかね。まあそれはいいです。そこら辺も含めて市長の意思をお尋ねしたいというところでございます。

以上、この点については、1回目の質問はこの辺でとどめておきたいと思います。

次に二つ目に、上水道の長期計画の見直しについて質問をいたします。

非常に厳しい緊縮財政の中で、各種の施策を行うにしても、財政効率、あるいは事業の先送り、あるいは見直し等々が続いておるわけでございますが、そうした当面の経費節減というのも非常に大切なことでございますが、一方では大型プロジェクトの過大計画による損失というのは大変大きなものがございます。そういった点で、上水道計画についても見直しを検討される考えがあるかという点についてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

この問題は、さきの昨年3月だったですかね、公共下水道計画も見直しをやっと、この場で言葉を発して10年がかりで見直しの成果を上げられましたけれども、恐らくこの公共下水道の見直しによりまして、下水処理施設の処理場の2レーン削減の問題を含めて、現実的な計画に戻されたことによって、恐らく直接工事費そのものも数十億円、あるいは以後のラン

ニングコスト等も考えれば、100億オーダーの削減ができたのではないかというふうに考えております。そういった点で、私は水道の長期計画、いわゆる第6次拡張計画でございますが、過去の決算委員会、あるいは委員会等でも都度都度問題提起なり要請をしてきたところでございますが、現状についてお尋ねをいたします。

そこで、今回は計画の前提要素が相当見込み違いになるのではないかという点について指摘をして、執行部の姿勢をただしたいというふうに思います。

その第1点ですが、第6次水道拡張事業計画は、その目標年次を昭和75年にされておったと思います。平成12年ということになりますか、既に過ぎ去っておるわけでございますが、そういった点で確認でございますけど、このいわゆる第6次拡張事業計画は目標年次を既に過ぎたということでもとらえていいのか。まだ計画そのものは当然有効な計画であります、もし認可の時期が過ぎておるといふことであれば、行政手続上も延長の計画申請をされなければならないと思いますが、そうした手続がとられているかどうか、この点について、まず1点お尋ねをいたします。

それから二つ目に、計画当時とは計画の前提となる大きな条件の幾つかがかなり変わっているというふうに思われます。それは給水区域をどれだけにするかというのは大変大きな要素です。新たに10幾つかの部落も拡張計画の中に入れられておりますけど、中にはその必要はないと、十分良質の水がふんだんに賄えておるといふ地域にあっては、鹿島市の上水道に入る意思を持たれない現在の簡易組合などもあるわけですね。そういったところも盛り込まれております。それをあえてエリアを広げていくということでも果たしているのかどうか。このエリアというのは大変事業の規模に大きく左右を思うんです。そういった点での検証点が一つ出てくると思います。

それから、給水人口の見方ですね。とりわけ本市のマスタープランは、人口を4万人予定しておったものを3万4,000人にスリム化をいたしております。人口4万人当時の給水計画であったものが、マスタープランそのものが3万4,000人に人口が減っておるのにもかかわらず、水道計画だけは従来の計画で進んでおるといふことでございます。この点の見方、どういうふうに見ればいいのか。

それから、1人当たりの給水量、いわゆる原単位になりますが、原単位が果たして現実に見合う原単位の数量になっておるのか。

そうした大きな要素があると思いますが、私の見方からは相当ずれが生じておるといふふうに考えておまして、このまま過大と思われる計画を進められるということになれば、本市の財政上も、あるいは市民の水道料金という形での負担も必要以上のものを強いることになりかねません。そういった点で、水道計画の見直しについて、どういうふうな考えを持って対応をされておるのかについてお尋ねをいたします。

関連をいたしまして、トンネルのわき水の活用について再び申し上げてみたいと思います。

このことは通告時点で担当課長にも申し上げております。

平谷黒木トンネルが開通をした当時は、毎時 180リットルのわき水が出ておったというふうにこの場で報告をされております。1日に直せば 4,300トンという数値になります。それから7年を経過してお尋ねをいたしてみますと、行政として把握をしていないと。正式な調査をしておるわけじゃないけれども、報道その他の資料によれば、時間当たり80トン程度で今落ちついておるといようなこととございます。7年を経過いたしておりますので、ほぼこれで安定期に入ったんじゃないかというふうに見られますが、この80トンという水は、1日に直しますと 1,920トンということになります。この 1,920トンというのは、現在の上水道の使用実績が1日当たり 9,000トン前後でございますので、ほぼその2割を占める水量になります。

本市の第6次拡張計画、これは過大と見ておりますが、その過大と思われる計画でも1日平均の給水総水量を1万 4,325トンと予定をされておりますので、このわき水の 1,920トンと、現在保有をしておる本市の地下水による水源、これが最大1万 3,000トンの給水能力を持っておるといふふうに言われておりますので、1万 3,000トンの現在の地下水の供給能力とこの湧水の 1,920トンを合わせますと1万 4,920トンということになりまして、第6次拡張計画にいう1日平均給水量を十分賄える計算が成り立ちます。ということになりますと、あえて別の形で水源を確保する必要があるのかという議論も成り立ってくるわけです。ただし、これは緊急時とか、あるいは普通時じゃなくて、最大の給水に間に合う水源というのは、そういった意味では安全率を加えなければなりませんので、平たく今のような議論にはならないにしても、日々の水量はそれで確保できるという計算が成り立つというのは、厳然たる事実だろうと思います。

そういった観点から考えまして、しかも今日、水を金を出して買うという時代に、健康志向型の生活に変わっております。平谷のわき水の出ているところに行けば、深夜にわたって、昼夜を問わず水をくみに来られるお客さんが市内外を越えてたくさんいらっしゃいます。そういう時代です。そういった点で、本市の上水道としてこれを利用する価値が十分あるのではないかと思います。しかも、この湧水は水利権をどこかに特定された水ではないというふうに言われておりますので、本市の意思によってできるというものでございます。余りにももったいないわけでありまして、これをあえてダムに落として、そして、わざわざ滞留させた水を、中川を通して流れてきた水をまたそこで浄水するという非効率を改めた方がいいのではないかと。これは第6次拡張計画の見直しの議論とあわせて、検討をすべき課題ではないかという点から質問を申し上げておるわけでありまして。

次に、合併についてお尋ねをいたします。

民意について、どういうふうにおつもりなのかについてお尋ねです。

私はさきの6月議会でこの件について質問をいたしておりますが、時の答弁を要約いたし

ますと、前回の2市4町の際のアンケートで、関連設問という形で今回の1市1町については51%の支持が得られているという見解に立たれておりますけれども、私はそれではちょっと薄氷を踏むような市民の意向の把握ではないかなという点で質問であります。

51%の賛成と読める数値は、確かに過半数は超してはおります。しかし、鹿島市の今後百年の計という、いわば鹿島市として憲法を変えると言うにふさわしいぐらいの大きな政策選択を迫ろうとする割には、必ずしも半分を超えておったからいいんだというだけの説得力を持つ数値ではないと私は考えるわけです。しかも、これは直接問うた質問ではなくて、2市4町に関連して他の枠組みについて問われた数値です。

そういうふうなこと、それからいま一つあえて申し上げるならば、議会の議決という手順を執行部としては踏まれなければなりません。当然のことではございます。我々議会としてもそれぞれの立場から、鹿島の将来という高い観点から判断を下す時期がいずれ近いうちに参りますので、しっかり腹を据えて市民の負託にこたえられる方向性を導くべきだというふうに決意をいたしているところでございますが、残念かな、今回の市議会では政策の発表もされておられません。結果として無投票で終わっておるんですね。しかも、その後、議会だよりも出しましたが、それぞれの立候補者が合併問題について右、左を言及した政策を出された方は、ごく一部です。ほとんど争点にもならない形で今回の議席を我々は与えられておるわけですね。民意を問うていないということです。

そういう環境にも置かれているという背景を考えるならば、民意を正しく問うということは執行部として選択する必要がある非常に強い課題ではなかろうかという考えから、改めてこの場で取り上げているわけでございます。

最後に、諫早湾の干拓事業への対応についてお尋ねをいたします。

幸いかな、桑原市長はさきの6月議会で、有明海の異変と諫早湾干拓事業の関連性について明らかにするために、潮受け堤防の中・長期開門調査の必要性をこの公の場で明らかにしていただきました。恐らく有明沿岸自治体の首長さんも同様なお気持ちを抱かれているというふうに私自身は察しているものでございますけれども、何せ農水省というお上の事業に反旗を翻すような議論には、どうしてもやっぱり弱い立場にあられるというのが首長です。

そういうふうな中で明らかにされたというのは、現在の佐賀県知事の古川知事ともに私は敬意を表しておるわけでございますが、ここで申し上げたいのは、この場でそうした発言はされたけれども、その後、行政の施策としてどういう形でそれを生かそうとされてきたのか、あるいは今後そのためにどういうふうな行動を予定されておるのか、そこら辺を披瀝いただき、私としてもこの場で確認をいたしたいと思っておりますので、御質問を申し上げたいということでございます。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

第1点目の冒頭の処分の件ですが、どうして今回のことが管理者の処分に至るまでのことであるかという御質問だったかと思えます。

まず、一般職と特別職については処分に相違がございますが、一般職の処分の例をもとに考えてみますと、人事院の指針にも鹿島市の処分の基準にも虚偽報告というものがございまして、これを念頭に市長は処分の検討をしたいと言っておると考えております。処分に該当するのかもしれないのか、それから、該当するとしたらばその量定はいかほどのものになるのか、これは今後のことと考えております。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

16番議員の質問の中で、2番目から5番目につきまして答弁をいたしたいと思えます。

まず、なぜそういった高い自主基準を設定していたのか、その必要性ということでございますが、ここの施設の目標といたしまして、施設の性能の中に放流水質のpH、BOD、SS、COD、それから全窒素、全磷、そういった運転管理上の基準値が定められております。これは4番の御質問にも関連いたしますけれども、その数値をもって当施設の運転管理上の水質指標とされていたということでございます。

それから、3点目の施工業者日本鋼管が他の施設での問題点はどうだったかということでございますが、この件についてはまだ調査はいたしておりません。

それから、5点目の入札率44%ということで、需要を高めるため、また普及させるために無理をして落としたのではないかというような御質問だったと思えますが、私どもといたしましては、そこまでははかり知ることができません。ただ、そういった結果での落札率ということにつきましては、競争原理が働いた結果ではないかというふうなことで思っております。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手譲二君）

16番議員に、上水道長期計画の見直しについてという御質問に対してお答えいたします。

上水道の第6次拡張事業につきましては、もう既に御存じのことと思えますが、若干水道施設の概要状況等についてお話ししたいと思えます。

この事業につきましては、昭和63年に水の需要増が出てきて水不足があると、それから、地下水のくみ上げ等による地盤沈下、地下水源の枯渇等の危惧の解消と、こういうものを考

慮して安定した水道水の供給体制の確保のために水道事業経営の変更を行って、大きくは給水区域の拡張と水源の種別変更をいたしたものであります。中木庭ダム建設に伴って、この取水系統を表流水と地下水に分け、表流水においては計画給水人口2万4,500人、1日最大配水量を1万5,000立方メートル、地下水においては計画給水人口を8,700人、1日最大配水量を5,000立方メートルといたしたものであります。

認可後、ダムの進捗に合わせまして、貯水施設や取水、導水施設、浄水、それから配水施設の用地取得、造成工事等を実施しながら事業を進めてまいっております。本来、この時期であれば中木庭ダム完成を平成18年度に控え、取水、導水施設等の建設を着手すべきところであります。第6次拡張事業の認可から15年が経過し、この間、ダム建設の延長や水道事業におきましてはここ数年、給水人口の減少、長引く不況や節水機器の普及等で給水量は毎年減少いたしております。そういうことで、当面は地下水で足りている状況であります。このような環境の変化は著しいものがあるかと思っております。

それで、1日の最大配水量1万9,100トン、先ほど議員が申されましたように、給水人口及び原単位から生活用水を算定し、これに業務営業用水、工場用水、その他用水を合計したもので、これが基礎となって上水道配水池、配水施設の規模、容量を決定いたしておりますのでございます。議員が申される環境の変化につきましては十分に認識いたしておりますので、今後とも有収水量の伸びは期待できない状況下、慎重な事業推進を図りたいと考えているところであります。

質問の中で、第6次拡張の延長の手続はとられたかということでございますが、計画では給水開始を昭和71年に定めまして、全体が給水できるまでには最終年度を昭和75年と定めているところでありますが、ダムの延長によりまして、これが給水開始をスライドして平成19年度、それと、あと全体を給水できるようにすることを平成23年度という、手続はとっておりませんが、スライドさせるというような形をいたしております。

先ほど原単位のことを申されましたけど、この計画におきましては1人1日221リットルと定めております。当然ここら辺も、それから給水人口等も変わってきますので、先ほど申し上げました1日最大給水量1万9,100トンというのは変わってくるかと思っております。

それから、湧水の利活用の問題でございますが、この質問に対しては再三質問されておりますが、まず、湧水量の状況でございますが、平成8年の湧水量は1時間当たり180立方メートルと答弁いたしております。平成12年のときは1時間当たり80立方メートル、それから、平成13年9月の決算審査特別委員会での質問のときは1時間当たり80立方メートルということで、最近の数字は持ち合わせておりませんが、先月31日の新聞記事によりますと、湧水量は1時間当たり約80立方メートルと報道されておりますので、この湧水量で安定していると思っております。

平成8年の一般質問の折、トンネル水を大木庭までパイプラインで引いた場合、当時の事

業費で延長が約11キロメートルということで11億円と説明いたしております。一方、第6次拡張事業は西三河内の巖橋下流で取水するように計画いたしておりますが、この取水施設と浄水場までの導水施設を合わせた事業費は440,000千円であります。この比較からして、現時点では考えていないという答弁をいたしたところであります。平成13年9月の決算審査特別委員会での同様の質問があったわけですが、この中では市長は水源としては良質の水であり、地下水をできるだけ私たちが飲みたいということとあわせ、早急に必要ではないが、検討には値すると答弁されております。

採算を抜きにして安全でおいしい水ということを考えますと、湧水を1回ダムに落として浄水するよりも、湧水を簡単な滅菌処理だけで給水する方が水質もよく、おいしい水を提供できるものとは思っております。湧水量はここ数年は安定している状況でございますが、これだけの湧水が出ておりますので、全体的な山の水位が低下していると思われれます。さらには今日の異常気象、さらには仮にパイプラインを引いた場合、施設の耐用年数が40年ということでもありますので、最低でもやっぱり40年以上の湧水量の確保は必要であろうかと思えます。さらにはこの費用対効果を考えますと、不安定要素が確かに高いとは考えているところでもあります。

○議長（小池幸照君）

答弁をもう少し高くお願いをしたいと思います。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、私の方からは3点目の合併について民意をどう問うのかについてお答えをいたしたいと思います。

先ほど議員も言われましたように、前回の6月議会でも同様の質問が出ました。そのとき、市長の方からは一定の理由を申し上げまして、今は前のような全住民を対象とした意向調査は考えていないという答弁がなされたところでございます。その後、3カ月は経過しておりますけれども、特に大きな事情等の変化もございませんので、その考えは今も変わらないということでございます。

そして、先ほどの事由の一つとして、この間の意向調査というものは2市4町に関連して問うた意見に基づいたものではないかというような御意見もございました。これにつきましては、少しさかのぼってみますと、昨年11月初めぐらいやったですね、住民意向調査を実施するに当たって、私たちは部落説明会を開催したところでございます。その中で、住民の皆様にお話ししたのは、反対が多かったとき、あるいはどちらとも言えないが一番多かった場合に、議会にはかけますが、そこで否決されたときは、その参考意見を新たな枠組みを模索する際の判断材料とさせていただきたいということを説明してきたつもりでございます。そういうことから、前回市長が答弁しましたように、そこらあたりを勘案して市長が判断されたというふうに思っております。

ただ、合併協議を進めていく中で、今後は住民説明会の開催ということは当然必要になってきます。一定新市の建設計画等がある程度でき上がってきますと、住民説明会の開催というのが必要となってきます。そのような機会を利用しながら、できるだけ住民の意向を早く把握していくようには努めていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

16番議員の諫早湾干拓潮受け堤防排水門の中・長期にわたる開門調査についてということでお答えをしたいと思います。

これは先ほど申されたように、さきの6月議会の中で市長が開門調査を支持するということでの表明をされました。それで、農林水産省におきましては短期の調査を平成14年4月24日から5月20日まで、約1カ月間ぐらい実施をされています。これについて、その後、中・長期の開門調査の実施については、短期の開門調査で得られた成果及び影響、その他、各種調査の動向、ノリの作付期関係等を踏まえながら、総合的な検討をして中・長期に実施するかということを検討したいというふうなコメントが出されております。

そこで、農林水産省としては、中・長期についてはまだするという表明がなされておられませんので、今回、市長はことしの8月25日に佐賀県の市長会から県知事あてに要望を上げております。それから、あわせて10月には九州市長会が開催をされますので、その中で提案をしながら国へ要望をしていくという方向を今決めているところでございます。この後、関係市町村を含めて、こういう方向で協議をしながら進めていきたいというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

まず、し尿処理場の件ですが、大体事実経過は全協でも説明された内容程度のもので今報告をいただきましたので、その点については私も理解はできておりますが、一つ、この膜張式を導入、要するに膜張式というのは大変いい水質の水が出るんだと。しかし、日本鋼管が示した性能基準をそのまま当施設の目標値に設定したというけれども、結果としては国の一つの指標とする基準をも上回る時期が何回かあったということですね。しかも、通してその基準内におさまるような数値はほとんど出ていないということですね。ということは、当初からこちらが予定しておった水は排出されていないということの裏返しの数字になっておるわけですね。

当時の施設長じゃなくて、その先代の施設長のちょうどこの議会に議席を置かれておりま

した坂本頼利議員が、平成8年6月14日に本議会で一般質問をされております。ちょっと御披露いたしますが、「し尿の処理方式には各メーカーとも基本的にはさほど違いはありませんが、しかし、その施工の方法によっては大分差が生じてくると。1日の搬入量が一番の基準となっております。1日50キロ以下、50キロ、100キロまで、100キロ以上、搬入量を特にいろいろの方面が検討して基準を決めなければなりませんし、また、方式の決定も決まってくるというわけでございます」と。途中抜きますが、「業者の選定につきましては、今ほどのメーカーもさほど遜色はないと思いますが、やはりいろいろの方面から検討をし、特に同規模程度の実績のあるメーカー、また、今後の維持管理費等を十分に考えますと、対処できるメーカーであることが一番ではないか——ちょっとここ文章がおかしいんですが——と、私はそう思っております」というふうに述べておられます。この方は専門家ですよ、その場長でおられた方です。

それに対して、井手口収入役はきょうは欠席ですが、お答えになっておられますが、前段は抜きます。これに関する部分だけ読み上げますけど、「それで、方式の決定についてということでございます。処理場の議会では膜で処理しておる施設を見学もしていただいた状況でございます。内々は膜処理施設でいきたいということでございます。じゃあ、なぜ膜の処理施設かといいますと、いわゆる従来と比較しましていろいろな点で有利性があるということでございます」と有利な点を幾つか言われております。沈殿槽が要らない、建築面積がなくて済む、「固液分離、いわゆるかたいもの、やわらかいものとの区分けについてもどうも以前のものはしにくい、——前の機種のものはしにくいということでしょうね——しかし、これは安定をしておるという状況でございます」、それから、運転が容易である、ランニングコスト、全国的にこの膜方式に変わっている状況にございますと、これが膜方式を選ぶ理由として挙げられております。

それで、2回目の質問で当議員は、例えば、「家の新築をするというような、同じような考えを私は持っております。やはり立派な業者さんをお願いをして、よい材料、よい材質をそろえていただいて家をつくるのが、やっぱり満足できる家の完成が一番じゃないかと、そのように私は考えております」、「完成後の維持管理、またサービス等の点を考えていきますと、失礼な言い方かも知りません。本当に申しわけございませんが、俗に言われる安かろう、悪かろうであってはならないということでございます。今度の施設は鹿島市、塩田町、嬉野町、太良町、1市3町の大切な財産でもあるんです」と、こういうことなどをここで力説をされている記録が残っておりますが、今、言いますように、そうした建設されてまだ大した年月もたたないにもかかわらず、運転開始と同時に改ざんをしなければならないぐらいの水しか出てきていなかったのかというのが、私が論点としておるところですね。

そういった点で、これは私の邪推と言われれば邪推かも知りませんが、業者の要請があって、そういう低い数値を出してくれと。これは業者としてはいい数値が公式数字として

出ることには好ましいことですから、それは欲しい数字だと思うんです。その関連性があったのかないかと、こういうことが私は大きな問題ではないかという点でこの場でお尋ねをいたしておるわけでございまして、そういった点での私の今の発言がもし邪推であれば、あの谷口の発言、質問は邪推であったということが明快に証明をされるような、そういった点での究明をされる考えがあるのかどうか、そこら辺をお尋ねいたしておるわけでございます。

次に、上水道の計画見直しの件ですけれど、ただいま課長から答弁いただきましたので、御認識をいただいております点は私と大体一緒だろうというふうに受けとめました。少し詳しく申し上げますと、今、議会に手渡されております平成14年度の鹿島市上水道の決算を見ますと、1日1人当たりの平均給水量が大体310リットルですね。これは1日1人に直していますので、事業所とかこういうものも一切入りますので、高目高目の数字が出ておりますが、それと同じ数値を対比いたしますと、第6次拡張計画で431リットルになっておるんです。実態よりも計画は実に3割多いんですね。これが原単位です。3割高の設定になっておるといった点で非常に過大なものではないかというふうに私が申し上げている点の一つですね。

あるいは給水範囲です。給水範囲が、すべての部落は読み上げませんが、大字三河内で4部落、大字山浦で3部落、古枝地区で3部落、大字音成で3部落、大字飯田で3部落、これだけ新たに拡張するようになっていきます。恐らくこれはまだ一部落も拡張——鮎越はこの間水源地ができましたので、今一部古枝地区はできているのかもわかりませんが、まだ全体計画からすればほとんど手つかず状態だと思うんです。今申し上げた16部落、一部供用開始したところもありますが、これだけを今から拡張をしていくといっても、一部の部落には、例えば、上古枝の部落とか、中尾の一部の部落についても拡張するというふうに言われておりますけれど、この部落からは行政に対して、うちはおいしいきれいな水が安定的に供給できているから市の水道には入らないということを文書で申し入れをされているという経過もあるそうですね。あえてそういうところまで計画の中に押し込んで、この事業を膨らます必要があるのかと思うんです。そういった点でも計画範囲の見直しというのは、大きな要因として一つ残っておると思うんです。そういう点がございまして。

それから、人口はもう言わずもがなですね。4万人にならない本市の人口を4万人に見立ててやっていくというのはやっぱり無理があると。これはもうマスタープランにそぐわない、要するに時代おくれの原単位の数字になっておると。

今、3点ぐらい言いましたですね、エリアの問題、1人当たりの使用水量の原単位のずれの問題、あるいは守備範囲の問題ですね、この3点ぐらい取り上げてみても、計画がいかに過大なものになっているのかと。これに手をつけようと今しておる、あるいはしてきておるんです。これをそのままやっつけいけば、過大な財政負担、要らないもの、こんな大きなものをつくり過ぎだということになりかねないから、今のうちに軌道修正をしたらどうですかということを申し上げておるんです。

あわせて、今日の時代、パイプラインを引くのに、確かにどれだけぴしっと精算されたかもわかりませんが、1キロ1億円かかるんだという切りのいい数値を並べられて、11キロ浄水場まであるから、掛ければ11億円かかりますというふうに申されておりますけど、それは浄水場の規模にも貢献をしてきます。あるいは、その後のランニングコストにも貢献をしてきます。あるいはまた、水質の維持によって市民の健康という観点から、医療費に対しても財政的に貢献をしてきます。そうしたものをトータルで考えれば、1キロ1億円のパイプラインということであっても、私は必ずしも高いということだけでは断言できない要素を持った一つのテーマとして、この湧水問題の扱いについて考えていただきたいということを申し上げているわけでございます。市長の御所見を賜りたいと思います。

それから、合併についての民意は、情勢が変わっていないから前回の市長の答弁を超えることはないというふうに申されました。私はそれでいいのかなという疑問は一つも払拭できません。住民説明会は当然せにやいかんでしょね。いつ、どこで、だれがそがん説明ばしたとかとなるわけですので、それはせにやいかんでしょけれども、その際の感触でもって判断をしたいと、把握をしていきたいということですが、いわば鹿島市の憲法をひねると言うにふさわしい事業をやろうとしているわけですね。自信を持って執行部も議会も対応ができる、そうした合併についての意思を問うということは、私は大胆に前向きにやるべき、むしろ買ってでもやっていただきたいということをつけ加えておきたいというふうに思っております。

それから、最後の諫早湾干拓事業への対応につきましては、ただいま説明がございました。比較的言ったものは行動していただいておりますということで、この場において評価をさせていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、現地では西工区の前面堤防工事、この堤防の本体工事がほぼ9割方完了の域に達しております。東工区は農水省としては断念をいたされましたので、西工区の面整備が数年かかれば終わるでしょう。恐らく平成18年で終わるという見込みで今工事が進んでおりますが、このすべての工事が終わってから、あそこの湾内に汚れた腐泥した水が貯水場にたまっておる、この問題に今推進するときと同じ勢いで農水省が当たられるかと言えば、そうはいかないと思います。撤退の方に事は傾いていくと思います。そういった点で、タイミングというものも今です。

そういった点では、やはり本市の市長としても頑張っていただきたい。あるいは有明海沿岸の市町村の中でもひとつリーダーシップを発揮していただきたいし、知事との連携もそういった点では十分とって事に当たっていただきたいということを申し添えて、お願いを申し上げます。あわせて今、閉鎖性海域のグループの役員も市長はされておると思いますが、そういう立場でもありますので、そうした肩書きにもひとつ輝きの出るような行動を結果として出していただくように、この点についてはお願いを申し上げます。

以上で2回目の質問は終わりますが、できれば3回目の質問の必要がない御答弁を願いま

して、2回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

16番議員の2回目の御質問にお答えしたいと思います。

まず、性能基準を目標値に設定しているということでしたがけれども、先ほど御説明いたしました施設の性能というのは、この施設をつくるための仕様書ということで各水質の基準を上げているものがございます。この指標につきましては、実際施工された日本鋼管の施設がその指標に合致しているというようなことで、同じ数字になったかと思えます。

それと、基準オーバーが性能を満足していないというようなことでございましたけど、施設については問題はないと考えております。ただ、時期的に、また投入物の内容等によって、先般説明をいたしましたけれども、瞬間的ともいえども放流水について基準値をオーバーすることがあったと、これは事実でございます。

それから、改ざんしなければならなかった理由としてというようなことで、業者よりの何か関連性があるのではないかというような御質問でございましたけど、プラントメーカーからは言われたような数値等の提出依頼とか、そういったものは一切あってはおりません。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手讓二君）

2回目の質問にお答えいたしたいと思います。

まず、給水範囲の件でございますが、今回の第6次拡張事業におきましては、簡易水道、小規模水道合わせて22カ所現在ありますが、この中の13カ所を新たに第6次拡張の給水区域に取り込んでいるところであります。これは先ほども申し上げましたように、地下水源の枯渇の危惧の解消ということで給水区域を拡張いたしましたものであります。この地区につきましては、第6次拡張で給水ができるような状態になった場合は、簡易水道を廃止しますという同意はいただいているところでございます。

あと、先ほどいろいろ条件がついているということで、実際この16部落の中の5部落につきましては、6拡が完成しても即上水道を使用しないという覚書等もあっているところでございます。

それから、原単位の件でございますが、1日最大給水量を1万9,100トンといたしております。これを給水人口で割りますと、確かに1人1日当たりの使用水量は今現在の使用水量よりも大きな計画となっております。これにつきましては、先ほど1人当たり221リットルと申し上げましたが、これには、例えば有収率ですね、それから施設の負荷率、そういうのを加味しまして1日1万9,100トンと計画いたしているところでございます。

それから、湧水の件でなんですが、第6次拡張事業においては能古見地区の大木庭、東三河内、西三河内、それから中川内の一部、貝瀬、土穴、この6部落の簡易水道区域を新たに上水道の区域といたしているところであります。この給水区域の給水につきましては、中川内に高所配水池を設置して、大木庭からポンプアップでこの高所に送って、自然流下で給水するというような計画があるわけです。この湧水の利活用の具体的な案として、これはまだ決定したわけじゃないんですが、例えば、この高所の配水池を土穴の方、もしくは、中川内と土穴の標高差の関係もありますが、そっちの方に配水池を設置して、湧水をそこに配ると、それから給水区域に給水するというような方法も考えられないことではないと思っております。この場合、パイプラインの土穴から大木庭浄水場までの経費なり、中川内に設置予定の配水池までのポンプアップに要する経費、そういうものが不要となりますので、概算11億円と言っておりますが、大分軽減されるのではないかと思っております。

ただ、何点かの課題もありまして、いずれにいたしましても、第6次拡張事業の実施段階で十分に検討いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

浄水場の件につきましては、第一義的には浄水場の議会がありますので、ただいま課長が答弁したとおり、私もそういう認識を持っております。

それから、この上水道の長期計画の件であります、ちょっと整理して説明したいと思います。

これは当然ダムと関連しているわけですね。ダムで上水道用に130万トン、これは確保しなければいけないと思うんです、長期的に百年の大計で考えると。例えば、先ほど御指摘の七浦のあたりとか、古枝の上のあたりとか、能古見の上のあたり、当時水道料金のかきにそのあたりの出身の議員も必要じゃなかじやなかかと言いつつたけど、本当にあと50年後、30年後、100年後、そこがかれるという心配ないんですか。そういうときのために、ダムの水は上水道用に確保しておく必要があります。まず、これが一つ。

それともう一つは、じゃ、その浄水施設とか配水施設とか、その施設面をやる場合には随時拡張でいけばいいんですよ、必要な分だけ。今の公共下水道の終末処理場なんかも今度また一つレーンを増設しますが、必要になった段階でその必要な施設を増設していくと、こういうやり方でやればいわけですので、水源はとにかく確保しておく。おどま要らんばいと言いつつたところで、いつ何どき要るごとなるかわからんわけですよ。それはそうでしょう。もう永久に要らないということはないわけですから、これはそういうふうな考えで整理をしておいていただきたいと思っております。

それから、合併についてであります、この前も申し上げましたが、賛成は50.1%、微妙な過半数なんですけど、反対が49.9%あれば仰せのようなことになると思いますが、反対は17%なんです。これは明らかにやっぱり合併というものは望んでおられると。じゃ、私は合併を前提に協議をしますというふうに市長として公言をしております。したがって、今後、例えば、住民投票とか住民意向調査とか、そういうものは想定をしております。最終的には幾ら無投票であっても、やっぱり議会は市民の代弁者ですよ。その代弁者に法律的にもかけるようになっていきますから、その判断を仰ぐと、これで私はいいいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

何か今の市長の答弁は、聞き直りに聞こえるんですね。私が少し感情を持っておるつもりはありませんけど、そういうものをあてて聞きよとかどうか知りませんが、組合議会で1点目はやることだということです。それは当然のことですよ。ただ、組合議会でどういう立場で臨まれるのか、本市議会を通して市民の声を受けてこの場で一般質問をするというのは、私たちの立場であり義務なんです。だからやっておるわけだから、そちらに話題を持っていくということではなくて、この場での質問にはこの場で所信をちゃんと述べていただくということだろうと思います。（「それは課長が答えましたよ」と呼ぶ者あり）いや、だから、今の課長の答弁に対して、私がある真相はどこにあるのかと。私が思っているのは、邪推かもわからんけれども、それに答えましょと、答えるための究明をやりましょということになるかどうかというのは、管理者である立場のあなたが答弁する質問ですよ、これは。課長が答えられたのは、そこは言及できませんよ、立場で、そこを言っておるんです。

それから、ダムの水は確保しますと言いますが、当初予定しておった水の使用量というのは、公共下水道を始めてみてもむしろ減っておると。節水型に変わってみたり、環境が変わっていますね。工場団地に入植を願う企業も、当初予定しておったような水需要じゃないんですね。あるいは水産業関係も思うように伸びていないですね、水をたくさん使用する。それだけの需要が予想よりも減っておる、しかも、マスタープランとして4万人口が3万4,000人に減っておると。それだけ使う量が減っておるといいますから、マクロとしては今の市長の議論は合うかもわかりません。危機管理のためにダムに水をためておくと、保有しておるところに問題なかでしょうもん、それには文句ないでしょうもん、そういうふうに言われるけれども、ボリュームなんです。必要以上のものをつくって負担をするという議論……（発言する者あり）いんにゃ、そこですよ。そうじゃないですか。それは余裕にこしたことはないです。余裕にこしたことはないけれども、そこには財政負担が伴うし、市民負担が伴うので、必要以上のものは要らないということをおっしゃるんです。わからない

ですか、それ。——ああ、それがわかられないようなら、ちょっとここで議論してもしよんなかですね。そういうことです。

それから、合併問題についても、私はこういうすれ違いで終わりたくなかったんですが、51%で薄氷を踏むような数値だと私が申し上げたら、じゃ、反対者は17%しかいないじゃないですかと、49%が反対なら話は別だけどと、それだけの自信をお持ちならば、住民にぴしっと問うということは何の心配も要らない議論なんですよ。むしろこれが1市1町枠しかもう残っていないと、貴重と、これだけの数値が出たんだから自信持ってやれという数値を一人迎えられた方が、行政としてももっと大胆に自信を持って進められる、それだけのことじゃないですかね。私はそういうふう感じて、今の市長の御答弁をお聞きいたしました。ちょっと荒っぽい答弁にすぎているという感想を持ちます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

このダムの水を130万トン、これは変更できませんよ。もう今工事をしよるわけでしょうが。そういう意味でダムとリンクしていますから、この総量は確保すると。しかし、これを今から変更できますか、そういう意味で私は言っているんですよ。だから、あなたの言うのが……（「ダムの規模を縮小せろと言言うたですか」と呼ぶ者あり）いや、総量を確保するというのをあなたはそう言ったから、私は言っているんじゃないですか。総量は確保しとかにやいかんでしょうが、長期にわたって。今から変更できないでしょう、変更しようにも。そういうことを私は言ったんですよ。

それから、合併問題であります。それぐらい自信があれば住民投票する必要ないと。自信があるからしなくていいと言っているんですよ。ですから、何遍も言っていますように、やっぱり49.9%対50.1%、これなら薄氷を踏むような数の差ですよ。しかし、50.1%対17.3%でしょう。これはやっぱり誤差を入れても住民の意向というのは、この太良と鹿島の合併には賛成の意向が多いと、こういうふうに判断するというのは極めて自然な判断の仕方だというふうに私は思います。

○議長（小池幸照君）

以上で16番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後2時17分 休憩

午後2時28分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

14番青木でございます。通告に従って一般質問をいたします。時間も時間ですから、目の重い人はつぶって聞いてください。

まず、住基ネットの現況に対しましては、きのう御答弁がありましたので、これはもう省略いたします。

それで、住基ネットに対する当局の考えということでお尋ねをいたしますが、現在の住基ネットは、利用者が氏名、住所、生年月日、性別、いわゆる4情報の住民票コードが全国的にネットワークされることでありますが、一番心配されているのはハッカー、あるいはコンピューターウイルスというもので、これが非常にマスコミの有名な方に取り上げられて心配しているところでございます。行政の方としても、国の方としても、そのハッカーとかウイルスに対してはかなりの対策も立てているようですから、また、それぞれその防御の方法も対策は立てられると思います。

そういうことで、この住基ネットの裏に何かあるとは思いますが、住基ネットに今政府が600億円をかけて、毎年200億円ずつぎ込んでいくということに、単に住基ネットの四つの情報をするためにこれだけする必要があるかということは、いわゆる小渕さんのときにe-Japanという電子政府の政策が発表されましたけれども、それをやるための一つの方法だというふうに考えております。

鹿島市は700千円から800千円かけて以上の支出をされておるわけでございまして、きょうの新聞を見ますと、たった6人登録されているということで、本当にもったいないような感じがいたすわけでございますけれども、単にこれを住基ネットのみにとらえていいのかどうか。私は電子政府、電子行政の一端としてこれを取り上げてほしいという気持ちで質問をしているわけでございます。鹿島市は電子自治体を実現するための具体的な全体の推進計画は立案されているのかどうか、これをまずお尋ねをしたいと思います。

そして、基本になるところの職員1人1台のパソコンは何年ぐらいに実現するのか。

また、議会にも事務局にありますけれども、議員用にぜひ図書室に1台か2台ぐらいインターネットに直結するパソコンが欲しいわけでございますが、そういうものはいつごろ実現するのかどうか。

それから、鹿島市はホームページを出しておられますけれども、非常によくできていると思いますが、各課からホームページに出すというふうな計画はあるのかどうか、そういう計画があれば教えてほしいと。

それから、小学校、中学校にパソコンが行き渡っておりますけれども、各教室にインターネットに接続されているパソコンはいつごろ実現するのか、そのようなことをお聞きしたいと思います。

それから、2番目の項目の入札の問題でございますけれども、私はこの入札は余り詳しくはなかったわけでございますが、今回少し勉強をさせていただきまして、鹿島市の入札平均落札率は大体どのくらいになっているか。インターネットのホームページに全部公表はしてありますけれども、情報公開という意味では非常に立派な制度で、ああ、なるほどと思って見ております。その中で、ちょっと不思議と思うところがありましたので、そういう問題をちょっとお尋ねしてみたいと思うわけでございます。

それはことしの6月5日の日本経済新聞に「公共工事単価高止まり」として、民間の1.7倍、10年前より公共事業はかえって単価は上がっているというふうなことを書いてあります。民間は1平方メートルの単価が90年が196千円だったと。1平方メートル当たり196千円の単価が、今は128千円に下がっていると。ただ、公共事業は90年に1平方メートル当たり206千円のとが、現在は217千円にかえって上がっているということでございます。そして、主な建設資材は90年を100としますと、セメントが75%、棒鉄が63.8%、板ガラスが51.6%と、かなりデフレの影響で下がっているわけございまして、その辺のギャップはどういうふうになっているのかをまずお聞きしたいと思います。

民間向けと官向けの二重価格があるのかどうか。そして、これだけ交付税が減って、デフレ効果が行政にも公共事業にも非常に響いているのに、単価が大して下がっていないということは、我々の税金が有効に使われていないではないかということをごちゃと教えていただきたいということでございます。

これで1回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

矢野市民部長。

○市民部長（矢野 正君）

私の方から、住基ネットに対する基本的な市の考え、ここらあたりをお答えいたします。

先月の25日、2次稼働がスタートをいたしましたわけでありまして、このことにつきまして、今御質問のハッカー、あるいはウイルスの関係、ここらにつきましては、住基専用のネットを使っております。専用回路を使っておりますし、インターネットとの接続もございませんので、この点の心配はないかというふうに思っております。

今、スタートしたばかりでございます。当分様子を見ながら、国の動向、あるいは県内動向、ここらを慎重に見きわめながら進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、青木議員の1回目の御質問にお答えいたします。

主に3点ほどの御質問だったと思います。

まず、職員1人1台の配置、何年ぐらいまでに達成できるかという御質問だったと思います。現在、14年度、15年度にかけて、約100台のノートパソコン等を購入いたしまして、各課に配置をしたところがございます。それによって、大体1.2人に1台の割合での配置ができたところがございます。そういうことで、例えば、合併をしますと、太良町さんは既に1人1台のパソコンの配置等はなされているということでございますので、遅くとも合併をする前までには、鹿島市も1人1台の達成はしなければいけないというふうに思っております。

それから、議会にも議員さんたちが自由に使えるようなパソコンの配置の計画はあるかということでございますが、現在、回線自体は議長室、副議長室、そして議員図書室にも配線は済んでおります。そういうことで、少なくとも私どもも議会に1台の議員用のだけでも自由に使っていただくようなパソコンを配置したいというふうに考えております。

それから、各課からのホームページの発信はできないかというようなことだと思いますが、現在、ホームページは企画課の担当者の方で作成し、皆さん方に自由にござらんになっていただいているところでございます。しかしながら、この内容もかなり充実されまして、やはり企画課だけでの更新の作業というのも非常に大変な状況になってきております。そういう中で、担当者としたしましては、いきなり各課単位でホームページをつくるということは非常に費用単位もかかりますので、今現在担当の方で考えておりますのは、主は企画課の担当者がつくって、いわゆる更新の部分各課で修正できるような形に持っていけないかという形で現在検討をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

14番青木議員の御質問にお答えいたします。

学校におけるパソコンの整備ということでございます。

各学校とも昨年度までに導入をいたしております。小学校に22台、中学校に44台という整備をいたしております。そのパソコンにつきましては、すべてパソコン教室に配置をいたしております。

今後、各教室にパソコンの整備予定はということでございますけど、現在のところそのような計画はありません。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

入札制度についてのお尋ねでございまして、まず、平均の落札率ということでのお尋ねに
お答えをいたします。

14年1月、去年の1月から予定価格の事前公表、それから、4月からは抽せん型指名競争
入札、この両方を実施いたしております。これの前後での比較を今から申し述べさせていた
できます。

平成12年、これは予定価格の事前公表をしていなかったときですけれども、平均の落札率、
これは落札価格を予定価格で除した部分です。これの加重平均、総契約額を総予定額で割っ
た部分、これが94.1%、平成12年、予定価格を事前に公表していなかったときは94.1%の落
札率、それから、ちょっと複雑になりますので、もう14年で行きたいと思います。13年度は
途中で事前公表とかやっておりますので、ここは省略して、14年度、予定価格の事前公表を
して抽せん型の指名競争入札をするようになってから、この落札率が加重平均で96.0%にな
っております。

それから、2点目の御質問、建築資材等の下落、公共事業においては高どまり、民間につ
いては低落、このギャップをどう考えるかということで、単価差あたりについての御質問で
すが、現在では市場価格を反映をいたします資材単価、これはよく使用するものについまし
ては、佐賀県における資材の単価が使われております。それから、労務単価につきましては、
県ごとに単価が設定をされております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

2回目をいたします。

議会にはパソコンは時期はいつですか。

それから、学校にインターネットを入れる計画はありませんということやったですね。
この首相官邸というホームページを開いてみますと、「e-Japan重点計画-2002」が
公開されております。これは2005年までに世界最先端のIT国家になることを目指すe-
Japan戦略を具体化するための施策として、2002年6月18日に作成されたものでござい
ますが、インターネットの普及率が2002年に44%に達し、公立学校のインターネット普及率
はほぼ100%となったと。今後はすべての国民がITのメリットを享受できる社会として、
3,000万世帯に高速インターネット接続を、さらに1,000万世帯に超高速インターネット接
続を導入すると、そういうことが書いてありまして、いつでもどこでも安心して利用できる
ネットワークの構築というふうなことで、今、鹿島の方でもIP電話のセールスが来ており
ますけれども、IP電話に関しましては、一般加入電話からIP電話端末に着信するときに
必要になる電話番号の具体的なる番号体系の検討を2002年度中に実施すると。

こういうふうにして、もうずっと実施は進んでいるわけですが、IT教育体制の強化と社会人に対する情報生涯教育の充実を図るということで、2005年までに公立小・中学校が高速インターネットに常時接続できるようにし、校内LANやIT授業を行う新世代型学習空間の整備を行い、すべての教室をインターネットに接続させる。また、2002年度から開始される総合学習において、情報通信ネットワークになれ親しませるとともに、中学校では技術・家庭科で「情報とコンピューター」を、高等学校では普通教科「情報」を必須科目にすると、こういうふうな計画があるわけですが。

そして、いわゆる情報の犯罪に対しましては、学校で教諭向け指導書を作成して、2004年までに子供たちが楽しみながら著作権を学べるソフトを開発すると、こういうふうに国の方針は2005年までにするというふうになっているわけですが、鹿島市はまだしないと言っておられますけれども、これはせにやいかんと思うわけですが、その辺は教育委員会の情報不足じゃないかと思います。

それから、住基ネットの点ですが、これもちょっと官邸の方からずっとリンクしていって見ますと、結局、納税者番号に関することをことしぐらいから検討していくということで、最終的には納税者番号を国民につけるということになるようになっています。私たちは税金はほとんど100%取られている——取られているじゃなし、納めているわけですが、その辺で納税者番号がついてもどうということはありませんけれども、有名人になればその辺がやっぱりいろいろあるのかなと思って、そういう読み方もすれば、なるほどというふうに思える点も 있습니다。

それから、ついでに調べてみましたけれども、私たちはあれは何で行ったのかちょっと覚えませんが、水沢市に行政視察に行ったときに、水沢市が出ておりましたので、その水沢市のホームページをちょっと見てみたら、あそこは人口6万人ぐらいの市ですが、非常に何でも積極的にやっています。そこで、あそこはICカードといますか、そういうものに病院とか図書館とかいろんなものをセットしてやっておられますけれども、現在のところは人口6万人に対して6,000ぐらいのカードの普及率しかない。これを今年度内に人口の半分の3万ぐらいにする計画だそうなんです。そのための予算化もしておられますけれども、ちょっとなかなかこれは鹿島の実情を見ながら、どこの行政の実情を見ながら、単に住基ネットだけではなかなか難しからうというふうに考えておりましたけれども、もう一つのインターネットのページを見ておきますと、この間ちょっと新聞に載りましたけれども、地域通貨という問題で、これは神奈川県の大和市でしたね。「大和市」と引いてみたら、神奈川県の大和市が出てきて、そこでは行政サービスや内部の効率化をするために、住基ネットとそこに地域通貨の「LOVES」というものを一緒のカードにして使っていると。そして、普通の一般の行政サービスは住基カードとは関連がないというふうにして、1枚のカードを使っているようになっています。

ここをちょっと読んでみますが、この「大和市は、東京都内や横浜市に昼間の人口が流出するため、地域コミュニティが形成しにくい環境にある。そこで、2000年1月からインターネット上に電子会議室「どこでもコミュニティ」を設置した。会議室はコミュニティとして定着したが、どうしても“ネット中心”の交流にならざるを得ない。ネットの世界を出て、実際に市民同士が交流するためのツール、地域通貨「LOVES（ラブス）」の導入を決めた。その仕組みは、こうである。「LOVES」の通貨単位は「ラブ」。「ラブ」は、ボランティア活動のお礼や不用品の交換、地元商店街でのサービスなどに使用できる。また、市の施設を予約すると、「ラブ」がもらえることになっている。この地域通貨「LOVES」を通じて、様々な場で市民同士が交流する場が生まれるというわけだ」と、こういうふうにしてありまして、地域通貨の研究団体「地域通貨フォーラム」を運営する日本総合研究所の創発戦略センター研究員の嵯峨生馬氏は、「コストが安い町づくりの手法として注目されている。即効性はあまり期待できないが、イベントのように一過性で終わってしまうこともなく、ずっと効果を持続できる」と、地域通貨の利点を説明しておられます。そして、大和市のLOVESシステムの維持費は年間約15,000千円ぐらいで、地域通貨には決済システムが必要ないので、このくらいで済むというふうにして、住基カードと併用して使っているところもあるようでございます。

それから、IT化ということで、田川市も載っておりました。田川市はもう皆さん御存じのとおり、福岡県のすり鉢の底のような炭鉱のまちでございますけれども、そこが福岡県の指定になって非常に活発にやっておられます。そこでは、「経済の根本的な部分をひっくり返すようなことには至らない。根っこから経済を変革できるような取り組み、その一つとしてITに注目しました。田川市は福岡県の中心部にありますが、高速道路が通っておらず、陸上の交通路があまり整っていませんし。港があるわけでもないですし、新幹線も通っていません。流通の面では不利」と。鹿島と余りにもよく似ているなと思って、興味を持って読んだわけでございますけれども、そこでは、田川市の情報化基本計画は、すべての住民がさまざまな情報機器を利用して行政と情報を共有するデジタルデバイドをつくらないということが基本方針となっております。そして、ここでも教育がこの次の一番大きな地域のテーマであるということで、教育環境の充実、これを子供たちを育てるということは非常に大事なことと考えます。10年、15年後を考えたとき、子供たちがどういった活躍をしてくれるのか、そこに投資してみようという考えがありましたと。今までのように、卒業や就職のためにといった短期的視点ではなく、地域の情報化を支える人材を育てるという長期的な視点に立ってITを進めているということでございます。そして、企業を誘致するのも優秀な学校がないと、企業の社員の子供たちの教育を心配して企業が来てくれないということも書いておられます。この施設はホームページで全部動画が出ますので、大体わかりますけれども、鹿島市のエイブルと同じようなシステムになっているようでございます。

そういうふうで、鹿島にも同じ施設はあるわけですから、使いようによっては非常に鹿島はITは進みやすいということをごさいます、こういうふうな国の政策に沿った、今までの土木事業中心の公共事業じゃなくて、今後はこういうふうなITを中心とした公共事業を政策に従っていかんと、今後補助金はなかなかもらえないと。自主財源が少ない鹿島市ではそういうふうなことをよく考えてやっていかんと、市民サービスは低下すると思うわけをごさいます。そういうことで、ぜひITの方も、余り計画も立てていないようをごさいます、電子自治体を実現するための具体的な計画を早急に立ててやっていただきたいと思うわけをごさいます。

次に、公共事業をごさいます、私が鹿島市のホームページを見て、工事入札と業務入札というのがあります。業務入札というのは、いわゆる設計とか委託工事のことであろうと思えますけれども、私なりに二つ分けて考えて入札結果を出してみますと、13年度が工事入札で落札率が96.38%、14年度が96.18%、15年度は途中でございまして95.78%、平均して96.11%と、もうほとんど数字が並んでいるわけですね。物価は下がっているのに、ほとんど入札の結果が並んでいる。それから、業務委託、これはほとんど県外が多いようですけれども、13年度が76.79%、14年度が72.37%、15年度は83.57%、これまだ途中でございまして。そして、平均で77.57%と、こういうふうになるわけをごさいます、工事入札はほとんど市内の業者、そして、業務委託は県外とか県内とか大手の設計会社、そういうものが多いようですけれども、これだけ差があるのはどうしてなのか。

やっぱり一般競争入札とはいかなくても、県も郵便入札をやっておりますし、佐賀市も試行的にやっております。そういうものを参考にして、鹿島も一歩進んでやらんと、余りにも入札結果が同じ線に並んでいるということをごさいます、ちょっと不思議に思ったわけをごさいます。

県の方はちゃんと公表してあります。県のホームページには、工事コストの低減として、13年度は7.8%、約62億円の縮減、それから、14年度が9.1%、66億円の縮減の実績があるというふうにごさいます。そして、入札の単価を調べたらホームページに全部載っております。単価が少しずつ、14年度と15年度は五、六%下がっておりますけれども、ちょっとやっぱり業界と官界、政・官・財というか、その辺の癒着といいますか、トライアングルといいますか、そこまでやっぱり単価まで全部出しておるけん、業者の皆さんに聞けば、パソコンに入れば答えは出てくるけん、何%で出るとはそれは何もなかとですよ。やっぱりその辺、談合じゃないですけれども、その辺で市の要望に合わせて九十五、六%で落とすぎよかつじゃなかですかというごさいます話ですね。これで業者は非常に恵まれていると思えますね。我々農産物は、米、麦、大豆は別ですけれども、ほとんど市場価格です。市場の価格で、それに合わせていかんばいかん。そういう面を考えたら、これはちょっとよく我々は追及せにゃいかんじゃないかなと思ったわけをごさいます。

新聞に載ってございましたけれども、その点、佐賀市は郵便入札ということでやっておられ

まして、平成14年度において原則週1本のペースで郵便入札を実施いたしました。今回その結果につきましては詳細に分析を行いましたので、御報告を申し上げますという報告が載っているわけですが、指名競争入札では9割が95%に集中した。これは鹿島市と同じですね。低い金額に入札しないように、意図的に何らかの調整がなされている疑いが非常に強いと分析する。工事検査結果の評点の平均点は、指名競争入札が78.7%に対し、郵便入札が74.7%と低かったが、落札率（予定価格に対する落札価格の比率）と評点の間に相関関係はなく、一部の特定業者の評点が低いことが原因だったと。佐賀市は2001年12月から試験的に郵便入札を導入していると。これは県もそういうふうに行われています。

鹿島市もやっぱりこういうものは試行錯誤的にでもやってみる必要があるかと思うわけですが、落札率が低うして、それだけ資金的に市の財政に余裕があれば工事をまたふやせばいいわけですから、そういうふうにして工事をふやして、市民の要望にこたえて工事をなるべくふやすためには、ある程度の競争原理を入れて公明性をとっていかんと、お互いに何かすっきりしないという感じがいたします。

以上で2回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

答弁求めます。出村助役。

○助役（出村素明君）

電子政府、電子行政の推進についてというようなことについて、総体的なことを私の方から申し上げます。

先ほど議員申し上げますように、いわゆるe-Japan重点計画、これは2002年に策定をされておまして、その中の基本方針として、国、地方を通じる共通基盤を平成15年度までに整備をすると。あわせて地方における窓口の電子化、平成15年度以降速やかに整備と、こういう基本方針のもとにタイムスケジュールを設定しながら、第1ステップ、第2ステップ、第3ステップというような策定計画が立てられております。

この第1段階では、まず、市内LAN、1人1台のパソコンの整備、あるいは総合行政ネットワーク、いわゆるLG-WANの整備、あるいは住民基本台帳ネットワークの整備というのが第1段階でして、これを大体平成15年度までに整備をします。それから第2ステップとして、いわゆるインターネット上での本人確認の仕組みづくり、第3ステップとしては電子申請システムの整備と、こういうふうな段階的なタイムスケジュールが定められておるわけですが、本市といたしましても、鹿島市高度情報化計画の素案を平成13年に策定いたしております。現在、このいわゆるe-Japan計画と鹿島市高度情報化計画に沿って、鋭意IT化の推進を行っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

2回目のお答えをいたします。

1回目の答弁の補足ということになりますけど、各学校のパソコンにつきましては、すべてインターネットへの接続をいたしております。インターネットを活用した授業といたしましては、天気、天候図の雲の動き等の観察とか、ほかの学校、県、各市町村のホームページを見るということ、福祉環境問題に関することを勉強しているという状況であります。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

2回目の御質問にお答えいたします。

まず、議会の図書室にいつごろまでにつくのかという御質問だと思いますが、15年度は既に導入事業が終わっておりますので、16年度までには何とか設置できるように努力をしたいというふうに思っております。

それから、先ほど助役の方から基本的な計画について説明がありましたけれども、私の方はもう少し具体的に、じゃ、鹿島市はどういうことをやっているかというような形でお答えをしたいと思います。

まず、この情報化の推進につきましては、主に三つの流れに沿って現在鹿島市は取り組んでおります。

一つは、先ほど言いましたように、国、県等の施策とあわせた形での推進ですね。これは具体的に何かといいますと、いわゆる総合行政システムの導入ですね、これにつきましては、今年度中に県と市町村がネットワーク化されます。それで、今度は県と県同士、あるいは県と国の、いわゆる震が関LANと言われていたLANがありますけれども、ネットワークがありますけれども、そことつながって、全国的な行政体のネットワークができ上がるという形になります。

そして、もう一つが県内自治体の電子自治体の構想という形で、IDC構想というのが県の方では計画されております。これはどういうものかといいますと、具体的にわかりやすく言いますと、いわゆる総合行政システムでネットワークができ上がります。じゃ、それを今度は活用していくためには、いろんなシステムの開発というのが必要になってくるわけです。それを一自治体で開発すると非常に莫大なお金がかかると。それを県と市町村が一体になって、そういった共同システムを一緒に開発しませんかというのがこのIDC構想ですね。しかし、これは現在いろんな合併の枠組み等も変わってきておりますので、非常に微妙な状況でありまして、実際これについてどこまで進むのかということについては、今のところはっきりしたものがございません。

それから、二つ目がいわゆる広域圏としての取り組みですね。私どもは昭和50年ぐらいか

ら杵藤広域の電算処理という形で通常の業務を随時電算化しております。そういうことで、今後、一番新しいのは戸籍システムを電算化していこうという形で取り組みをなすような計画がなされております。

それから、もう一つの広域での取り組みは、いわゆるテレトピア計画ですね。これは鹿島・藤津地域が一体となって、今後の情報伝達メディアをCATVと位置づけまして、現在そのCATV網の設置、基盤整備を行っているところでございます。

それから、三つ目が市独自の取り組みで、先ほど言いましたように、1人1台のパソコンの導入を初め、平成4年ぐらいからは財務会計等の庁内LAN等を整備いたしまして、随時その拡大といいますか、充実に努めているというところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

第2回目の御質問、3点についてお答えをいたします。

まず、公共工事入札の高どまりということでの御指摘ですが、これは議員おっしゃいますように、御指摘のとおりだというふうに私ももともと承知しております。そこで、この入札による公共事業費の節減とは別に、鹿島市におきましては、行政改革大綱の実施計画、これに基づきまして、公共工事コスト縮減対策に関する行動計画、これを平成11年5月に策定をいたしております。この行動計画に基づきまして、平成12年度並びに14年度、ちょっと中が飛んでおりますが、この2年間において、この結果、各課に照会をいたしまして、どのような公共事業のコストの縮減が図られたか、コストそのものの縮減の報告を受けております。

それから2点目、設計基準と資材の単価、あるいは労務の単価、ここらあたりの公表についての疑問の御指摘でございますが、これは競争入札における最大の眼目であります透明性と公平性を確保するということから、いずれも公表をされております。積算基準、資材、労務単価、いずれも公表をされております。

それから、入札の見直しにつきましてでございますが、これは3点目でございますが、現在の抽せん型指名競争入札制度は、平成14年、去年導入したばかりで、まだ日も浅いこともございます。それから、公正取引委員会の入札契約制度、ここに対しての考え方についての報告書などございますので、ここらあたりを参考にしながら、もうしばらくこの経過を見てみたいと考えております。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

どうもありがとうございました。入札の件はこの間したばかりだから、もうちょっと様子

を見たいということでございますが、先進地の例も研究しながら常に改善をしていただきたいと思っております。

それから、電子化の方も、この間発行の週刊「東洋経済」だったか、「ダイヤモンド」だったか、ちょっと忘れましたが、各行政の情報度ランキングというものが載っていましたが、鹿島市も佐賀市に次いで、全国では半分よりちょっと上の方で、いい方じゃないかなと思っております。

今後、もう企業誘致はなかなか来ませんから、市長言われる「きらりと光る鹿島」をするためには鹿島市は何を重点的に持っていくかということも考えてみたら、やっぱりこの情報化じゃないかなと。ITを単に行政改革の一端としてやることも必要でございますけれども、市民と情報を共有するということが一番大切ではないかなと。そして、市民とともに動く、コラボレーションといいますかね、そういうふうなことが今後一番必要ではないかと。そのためには、情報の公開、そして素早くやらんといかんですね。今度のあそこの衛生処理場の問題も、新聞に出たらすぐホームページに載せてやれば、市民の鹿島市に対する信頼も、鹿島市の対外的な信頼も、かなり点数が上がると思います。そういう面で、せっかくいいものがあるわけですから、素早く対応できる考えをつくっていただきたいと思うわけでございます。

私はちょいちょいエイブルに参りますけれども、夏休み中は子供たちとお母さんたち、それから若い人たち、お年寄りの人も多うして、非常に活気があって、ああ、鹿島の一つの名所になったなというふうにありがたいと思っております。図書検索なんか、これは非常にいいですね。私ももう年で朝早く目が覚めまして、NHKの深夜放送かなんか、あれをけさも聞いておりましたけれども、きょうはハリウッド化粧品のメイ牛山さんという方が放送しておられました。明治44年生まれだそうですから、うちの家内のお母さんと同じだから93歳ぐらいじゃないかと思っておりますけれども、まだしっかりした口調で語っておられました。こういう人の本を読みたいと思ったら、すぐにエイブルに行ってメイ牛山さんの本を検索してもらいわけですね。そしたら、こういうふうにしてラジオに出るくらいの方は大概本を書いておられますので、その本を読んでみた。非常に勉強になります。そういう点で、我が鹿島市が誇るべき施設だと思うわけです。

そして、今度インターネットでいろいろ見ながら、先ほど紹介しました福岡県の田川市にしろ、大和市にしろ、今ヤフーを見ますと、ホームページに「ニュー」と書いてきらきらと光っていますね。それは毎日情報が更新されたということでございますけれども、ぜひ市長に——お忙しい方ですから、パソコンを打つとは言いません。市長には優秀な秘書がついておられますから、メールを職員に送ってくださいよ。そして、そのメールをホームページに毎日市長の言葉で、その「ニュー」のきらきらを出してくださいよ。そしたら、鹿島のホームページはかなり愛読者——愛読者と言いますか、私は知りませんが、そういう者が

ふえます。そういうふうな情報を発信する、市長はよくそういうことを言われますけれども、市長みずから情報を発信していただきたい。そして今、太良町と合併を協議中でございますけれども、太良町の皆さんに聞いても消極的な合併が多いですね。鹿島を飛び越えて行かれないとか、仕方なかのうとか、それじゃなし、2年間のうちに情報発信地になるというくらいの期限を決めて、職員の皆さんに頑張っていたきたいと思えます。

どうも今、鹿島は大型事業が一段落して、一つの何か虚脱感といいますか、合併どんが済んでからやりましょうというごたる機運がどうも見受けられます。合併の前に情報発信の基地として、いいことも悪いこともすぐ情報発信するというふうなまちに持っていったら、非常に太良町さんも鹿島市としてよかったというふうになるんじゃないかと思うわけでございまして、ぜひそういう検討をお願い申し上げまして、私の3回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

答弁ありますか。（発言する者あり）

以上で14番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

あす13日から15日までの3日間は休会とし、次の会議は16日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後3時21分 散会